

なり、且粘稠なる多量の粘液を分泌して頸管内を閉塞する。ここにあり、子宮頸は短縮し、殊に初妊婦の妊娠末期に至れば、唯小き縁をなすのみにして、子宮の下半部即子宮内口に近き部の壁は擴りて薄くなり、子宮外口は圓き孔となる。又經妊婦の子宮頸部は通常厚くして唇状を呈し、其前唇と後唇とは間々平等ならずして、截痕を存す。此截痕は以前の分娩時に破裂して治癒せる瘻痕、或は粘膜の皺襞より成るものなり。又妊娠の時日を經過するに従ひ、子宮外口の開くのみならず、妊娠末期の四乃至六週後は、子宮内口も亦屢々開きて、卵膜を被れる胎兒の前進部を觸知するを得べし。

第六十一項

子宮位置の變化

妊娠したる子宮は位置も亦變化するものなり、即妊娠の初め三ヶ月間は、漸々骨盤腔を滿せざるも、第四ヶ月に至れば、小骨盤より大骨盤に向ひて、漸々昇り、始む之れ之時に至れば、子宮は最早小骨盤内に於て増大すべし。餘地なきが故なり、而して妊娠末期には、子宮は季肋部まで上昇すべし。妊娠第九ヶ月の末は、子宮の最高く上昇せる時にして、第十ヶ月に入れば、再び稍下行し、且前方腹壁に向ひて突出す。此時胎兒の下向部即子宮口の方に存する部分は、小骨盤内に進入し、且つ子宮口は後方に向ふ、而して此月の末に至れば、妊娠は全く經過して終に分娩に移る。

第六十二項

月經の變化

婦人妊娠すれば其間月経は全く來らざるものごとす、稀には妊娠中月経の如く血の出るものあれども不規則にして月経とは異なるものなり。

第六十三項

膈壁、乳房及び腹壁の變化

膈壁も亦た妊娠すれば變化し、血液に富みて青色を帯び、軟に且つ温かくなりて分泌物を増加すべし。陰唇は腫たる如くなりて間々擴張せる血管を現はすことあり。乳房は膨脹して乳腺柔軟となり、乳頭突出して乳暈は暗褐色柔軟となり、乳暈の皮膚腺は突出すべく、妊娠第十ヶ月に至れば乳房より薄き乳汁(初乳)を分泌すべし。

乳房及び其近部に於ける皮下の血管は、青色線となり

り常に明かに現はるゝものなり。

腹部の皮膚には、其膨脹の爲め青赤色の線條を生ず、之を新生線といふ、又經妊婦には白色の癍痕あり、之に依りて初妊婦と區別するを得、又腹壁の中央線は漸々強く暗褐色となり、之を褐色線といふ。

三、妊娠の爲め婦人の全身に發する

變化

第六十四項

全身諸部の變化

妊娠は病にあらずして自然の理に適ふものなるが故、妊娠の爲め、妊婦の身體の變化を發すべきものにあらず、されども、間々暫時の間次の如き一二の變狀を發することあり。

一、神經及び精神 　　に於ては、齒痛、頭痛、腰痛或は動もすれば卒倒し、又暫時の間發熱したるが如き感覺をなし、或は不眠を來し、又精神は變化し易くして、僅微の悲哀に遭ふも強く感動して泣き哀み易く、之に反して最も稀には精神非常に爽快となることあり、其他記憶力の衰ふる等の變化を來すべし。

二、血行器 　　に於ては、血液の頭部と胸部の方に集まるが故、眩暈、衄血、恐怖、胸内苦悶、心悸、亢進等を發すべし。

三、消化器 　　に於ては、惡心、嘔吐を發し、殊に早朝空腹なる時に嘔氣及嘔吐を來すこと多し、之を惡阻と云ふ。又平素好める食物、乾酪、肉類、嗜好、麵麩等を嫌ひ、反り

て常に慣れざるものを好み、時としては食物にあらざるもの、假令は炭、土等の如きものを食し、其他唾液の分泌過剰となり、香酸、嘈雜を發し、或は便秘等を發すべし。

四、泌尿器 　　に於ては、屢々尿意頻數となり、或は時として尿失禁し、又は尿の性質の常に異なる等の變化を發すべし。

五、皮膚 　　に於ては、皮膚の浮腫、汗の分泌異常を來し、顔色蒼白となり、黄色を帶ひ、又時としては顔貌艶麗にして健康なる状態を失はざることあり、其他、夏、日、班を發し、或は顔面、頸部、胸部等に褐色若くは黄色の斑點を生じ、腹壁の中央に暗褐色の線を生じ、下肢の靜脈管擴張して青色の線條を現はし、腹部、上肢、乳房等の皮膚

緊張するが爲め、白色又は赤色の線條即妊娠線を生ずるここあり。

六、全身の狀態に於ては、下腹は妊娠第四ヶ月より耻骨の上に膨隆を現はし、漸次に膨脹して、妊娠の末期に至れば、腹部は甚だしく膨満して前方に突出するか故に、妊婦は身體を後方に反して其權衡を保つものなり、又腰部、臀部、上腿等は肥満し、却て肩胛、上肢、頸部等は瘦するを常とす。

第一章 妊娠の證候

第六十五項 妊娠の判定及び妊娠證候の區別

一般に婦人の妊娠なるや否やを判断するは、屢々誤

り易きこと多きものとす、是れ他の病氣にても妊娠に似たる證候を發することあればなり、例せば下腹の腫瘍、腹水、血液の子宮内に滯溜する症、高度の便秘、膀胱内に強く尿の充盈せるもの、及び想像妊娠等は、婦人自らも亦妊娠と思ふことあるものなり、今妊娠の證候を三種に別つ、即不確證、疑證、及確證之なり。

第六十六項 不確證

不確證とは、妊娠の證候中にて全く信じ難きものをいふ、即全身狀態の稍平常に異なり、神経系、循環器、消化器、泌尿器、及皮膚に發する變化等（第六十四項を見よ）を來すこと之なり。

第六十七項 疑證

疑證とは、妊娠時に於て生殖器に發すべき變化を云ふ、即ち次に示すが如し。

一、平素健全にして月經の正順なる婦人、若し孕むべき原因ありて、月經の閉止するときは、即疑證とすべし、然れども病に罹れる婦人、或は授乳せる婦人は、妊娠に非るも久時月經のなき者あり。

二、子宮の増大、及其軟化、子宮頸部の短縮、子宮外口の圓形となる等。

三、腔壁の青色を帶ぶること。

四、子宮の血管雜音を發すること、妊娠第四ヶ月の末、稀には之より以前に於て、大抵妊娠子宮の側方に於て一種啜るが如き雜音を聽く、而して此音は母體の脈

と同數にして、之と同時に發するものなり。

五、乳房の變化すること等、之れなり。

第六十八項

確證

確證とは、胎兒より發する證候をいふ、即次に示すが如し。

一、胎兒の諸部分を觸知すること。

二、胎兒の運動、即ち胎動を觸知し、又は聽取し、或は

視認すること。

三、胎兒の心音を聽取すること。

四、臍帶雜音を聽取すること。

以上四個の確證は、皆何れも妊娠第六ヶ月の後に至り、漸次に増進し來り、始めて胎兒の部分、胎動及其心音

を聴取するに至るものごとす故に妊娠第五ヶ月以前には之等の確證は全く徴知し能はざるものなり然れども甚稀には妊娠の末期に至るも尙確證を知るに困難なることあるのみならず時としては全く知る能はざることあり。

今妊娠の一確證たる胎動を觸知すれば必ず妊娠と定むるを得べし然れども妊婦の自ら腹内にて胎動を感じたりと云ふを以て妊娠と定むるは大に誤ることあり何となれば腹壁又は腸管の攣縮運動を發したるこき等は共に胎動に類似せる感覺を發することあればなり而して此等の感覺を以て胎動と誤るは殊に妊娠を望む婦人に多きものなり時としては妊娠末期に

至るも全く胎動を感じざることあり或は假令之を感じずるも明かならざることあり。

第六十九項 双胎の確證

双胎の確證は相異なる二個の心音を二個の互に隔りたる場所に於て聴取するか或は一致せざる胎兒の部分に觸知せる時假令は下方に一個の頭を觸れ上方に他の一個の頭を觸れ或は二個の背部を觸れ或は多數なる小部分を觸るゝが如き之なり。

第三章 妊娠時期の鑑定

第七十項 妊娠時期の問診

妊娠の始めより終りに至る迄の間に於て既に幾何の時日を經過せるや又其分娩は何時頃なるべきやを

定むるには、助産婦は、妊婦につきて先づ次の件々を問ひ、然る後精密なる検査を施すべし。

妊婦に向ひて問ふべき件は、即受胎せし月日、最終りに見し月経の月日、始めて胎動を感じし月日、子宮底の下方に下りしを氣付きし月日之なり。

第七十一項 妊娠時期の算定

妊婦受胎したる日を記憶するときは、分娩の期日は其受胎せし月日に九ヶ月を加へるか、或は受胎せし月日より三ヶ月を減じたるものに當り、假令ば三月一日に受胎せしものなれば、分娩は十二月一日なりと知るべし。

最終の月経の閉止せる月日を記憶する婦人は、受胎

したる日を記憶するものより甚だ多し、而して受胎の後、二百八十日を経過すれば、分娩すべきものなれば、其月日に九ヶ月と七日を加ふれば、即ち分娩すべき月日を得べきものなり、故に先づ最終月経日に七日を加え、然る後九ヶ月を加へるか、或は三ヶ月を減ずれば、分娩の月日に適合すべきものなり、假令ば十月二十日に終りの月経始まるごすれば、受胎は十月廿七日にして、分娩の日は翌年七月二十七日と知る、又時ごしては最終月経後、三週乃至四週に於て受胎し、言葉を換へて言へば、最終月経の次に來るべき月経に於て受胎して、其月経の現はれざるか、或は受胎の前に於て既に月経の閉止して來らざるか、若くは只僅微の月経を來せしのみ

に過ぎざるときは、共に最終月経より算出せし分娩の月日より、凡そ二週乃至三週遅延すべきことあり。妊婦は通常妊娠期の半に於て初めて胎動を感ずべし、即此時は分娩前凡そ十九週即四ヶ月半なり、故に之に由りて分娩の月日を算出するを得べし、然れども此法は確かならざるものとす、何となれば常に注意せぬ婦人又は感覺の弱きものは、屢々初回の胎動を感ずること遅きが故なり、又時として全く感ぜざることあり。子宮底の下方に降るは、通常分娩より大凡四週前に發するものなり、故に之により、亦分娩の月日を豫定し得べし。

以上の法に由りて、妊娠の経過を算定するも、唯其大略を知るに過ぎず、何となれば、最終月経の後より閉止したる月経の前までの間に於て何時受胎したるやは明に知る能はざればなり、故に豫定せる分娩の月日より一週位の差異を生ずるは少しとせず、則二百八十日の平均日数より多くは多少遅延し、或は時として短縮することあり。

妊娠暦

最終月経の月日	胎動を始めて感したる月日	分娩の月日
一月十一日	五月三十一日	十月十八日
一月二十一日	六月十一日	十月二十八日
一月三十一日	六月二十一日	十一月七日



二月十一日	七月一日	十一月十八日
二月二十一日	七月十一日	十一月二十八日
三月一日	七月三十一日	十二月八日
三月十一日	八月十一日	十二月十八日
三月二十一日	八月三十一日	十二月二十八日
四月十一日	九月十一日	一月七日
四月二十一日	九月三十一日	一月十八日
五月一日	十月十一日	二月二十八日
五月十一日	十月三十一日	二月八日
五月二十一日	十一月十一日	二月十八日
六月十一日	十一月三十一日	三月十日
六月二十一日		三月十八日
七月十一日		三月二十八日

七月一日	十一月二十一日	四月八日
七月十一日	十二月一日	四月十八日
七月三十一日	十二月三十一日	四月二十八日
八月十一日	二月三十一日	五月七日
八月二十一日	三月十一日	五月十八日
八月三十一日	三月三十一日	五月二十八日
九月十一日	四月十一日	六月七日
九月二十一日	四月三十一日	六月十八日
十月一日	五月十一日	六月二十八日
十月十一日	五月三十一日	七月八日
十月二十一日	六月十一日	七月十八日
十一月十一日	六月三十一日	七月二十八日
十一月三十一日	七月十一日	八月八日

十一月二十一日	四月二十一日	八月二十八日
十二月一日	四月二十一日	九月八日
十二月十一日	五月一日	九月十八日
十二月二十一日	五月十一日	九月二十八日
十二月三十一日	五月二十一日	十月七日

第七十二項 妊娠各月の徴候

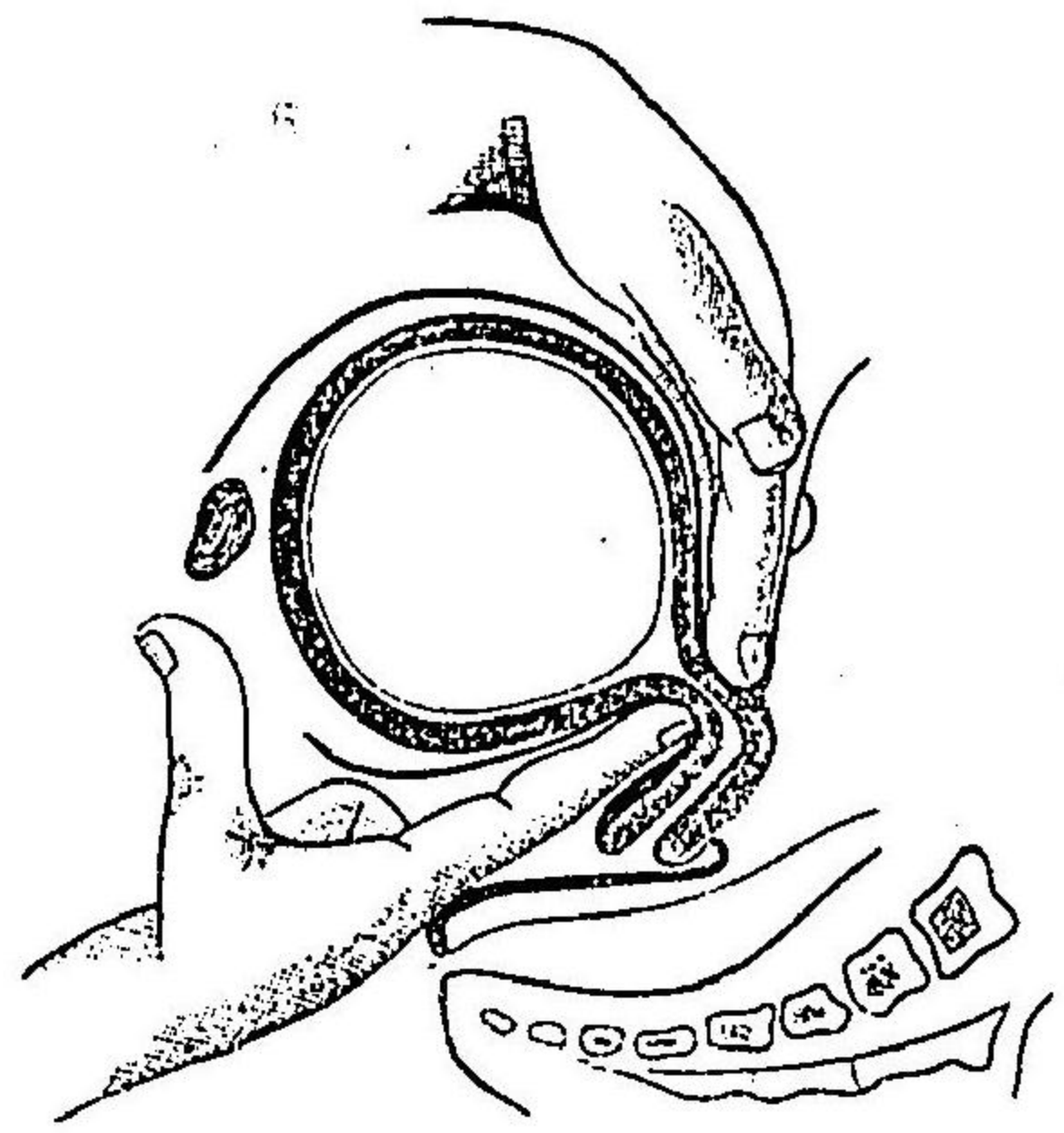
妊婦の自ら妊娠第何ヶ月といふは屢々間違ひのあることあり、又時として妊婦の誤りを告ぐることもあり、故に妊娠の時期を定むるには、精細に妊婦を検査する、大に最も緊要なりとす。

初妊婦に就きて、妊娠各月を鑑定すべき徴候は、次の如し。

妊娠第八週即ち第二ヶ月末に至るまでに於て生殖器に發する變化は、猶ほ未だ僅なるものなり、此時に於ては腔壁は稍々柔軟、温暖の度を増し、分泌物増量して滑澤となり、子宮腔部も亦柔軟となりて隆起し、子宮體は圓形に膨大して鬆疎となるものなり。

妊娠第十二週即第三ヶ月末に至れば、妊婦の下腹部稍々膨出を始め、子宮腔部は上昇して後方へ傾き、膨大せる子宮體は前腔穹窿部より容易く觸知し得べし、又子宮頸の子宮體に移る部は殊に著るしく軟化し、又子宮頸の子宮體に移る部は殊に著るしく軟化し、口及其粘膜は漸々黒く着色して暗褐色を呈するに至る。

(補) ヘーガルの妊徴候  
妊娠時に於て、其月經閉止の後、第一ヶ月にして一手を  
腔内より挿入し、一手を腹壁に貼て、双合診を行ふと



以は、妊娠時には、子宮體は頸部に比ぶれば、甚だしく柔  
軟となりて、之に觸るゝに恰かも軟き餅の如く覺ゆる  
に過ぎず爲めに内部にある卵子は、かく軟かなる子宮

壁を隔て、稍硬く觸知せらる、故に其部と子宮頸部と  
の間は、恰かも間の断れて消え失せたるが如く覺ゆる  
なり。

妊娠第十六週即第四ヶ月末に至れば、耻骨の直  
上に於て球形の子宮底を觸るべし。

妊娠第二十週即第五ヶ月末に至れば、子宮底は  
臍と耻骨との中央に上昇し、此時已に子宮の兩側に於  
て血管雑音を聽き得ることあり、又間々注意する妊婦  
は、此頃始めて微弱なる胎兒の運動を感ずることあり。  
妊娠第二十四週即第六ヶ月末に至れば、子宮底  
は臍部に達し、子宮腔部は甚だしく短縮して後方に向  
ふ、此時熟練したる手にて腹部より診する時は、極めて

弱く衝くか如くに胎動を感觸すべく、又正しく胎兒の  
 心音を聴取することを得べし。  
 妊娠第二十八週即第七ヶ月末に 至れば子宮底  
 は臍上大約二三指横徑の所にあり、子宮腔部は一層短  
 縮するが故に、指を子宮腔部の後上方に達せしむる  
 と甚だ困難となる、此時に至れば、外診或は内診により  
 胎兒の各部分を明かに觸知し得べく、而して胎兒の位  
 置は尚ほ移動し易し。  
 妊娠第三十二週即第八ヶ月末 に至れば、子宮底  
 は大約臍と心窩との中央にあり。 には、子宮底は最  
 も高く上昇して、殆んど心窩及季肋部に達し、妊婦は腹

部の甚しき膨大の爲め、呼吸及運動に困難を來すもの  
 なり、而して子宮腔部は甚だ高くして、後方へ向ひ、殆ん  
 ど消滅す、此時に至れば胎兒の移動漸く減す。  
 妊娠の終末四週 には、子宮底再ひ少しく下  
 り、且前方へ傾くが故に、心窩は再ひ開き、隨て呼吸も容  
 易となるに至る、而して此時に至れば胎兒は全く固定  
 せられ、殊に下方にある胎兒の頭部は骨盤入口に固く  
 挿入せらる、又子宮口は薄き縁に由りて圍まれたる小  
 き窩となりて現はれ、高く且後方に位し、腔は多量の粘  
 液を分泌す、此時期に至り妊婦は頻回小便に行くを常  
 とす。

第七十三項

經妊婦の徵候

經妊婦に於ては、腹壁弛緩せるが故に子宮底は既に妊娠末期に至るも左程昇らず、反りて前方へ傾き、稀には甚だしく前方へ下垂する。胎児の頭蓋の骨盤入口へ入ることを妨げ、爲めに胎児は移動し易き者なり。又經妊婦の子宮腔部は、妊娠の末期に至るも全く消失するに至らず、子宮外口は開きて不平波濤狀の縁をなし、子宮内口も亦屢々開くことあり、腔は弛緩し、陰裂は哆開し、會陰及陰唇繫帶は破裂後の癍痕を呈することあり、乳房は弛緩して下垂すべし。

第七十四項 妊娠時期鑑定の特別なる注意

以上に記せし各月の變化は毎に必ずしも適當すべきものにあらず、即胎兒の甚だしく大なる時羊水の過多なること、妊婦の體格の小さきこと、骨盤の狭小なる時等の場合には、熟練なる産科醫にても、妊娠何ヶ月なるやを定むるは甚だ困難なるものなり。一般既に現はれたる證候は、尙ほ時日を経るに従ひ眞正なる變化の現はれ来るを見て、始めて正確なる妊娠の経過を定むべきものとす。

第四章 産科的検査法

第七十五項 産科的検査法の必要及び其方法

産科的検査法は、助産術の上に於て最も緊要なるの

件なり、故に助産婦は久しき間の耐忍に由りて此検査法に熟練し、以て始めて完全なる助産婦となるものなり、而して最も嚴重の清潔法に據り、深く注意して綿密なる検査を行ふは、直接其婦人に最大なる幸福を得せしむるものなり、若し之に反して、輕忽にして粗暴且つ不注意なる検査、殊に不潔なる手指を以てするが如き時は、之か爲時に婦人をして不治の疾患に罹らしむるごあり。

産科的検査法に由り次の件々を定むべし、即先づ検査すべき婦人は果して妊娠なりや否や、次に妊娠第何ヶ月なるや、胎兒は如何なる體位を取るや、又母体及胎兒は共に健康なるや否や等なり。

妊婦を検査するには、仰臥せしめ、外検査法及内検査法を施すものごとす。

一、外検査法即ち外診

外検査法は、視官、聽官及觸官にて検査するものなり。先づ妊婦の全身を検査すべし、即妊婦の身體は婦人の良き構造を有せるや否や、第二十項を見よ、正しく發育せるや否や、歩行の状は常なりや否や、容貌に病の狀態ありや否や、榮養は佳良なりや否や等に注意すべし。次に兩乳房を熟視し、更に手を以て診すべし、即ち乳房は大なるか、小なるか、弛緩して下垂するか、固くして突出するか、輸乳管内に乳汁の滿つるか、否や、皮膚より太き靜脈を透し見ゆるや否や、乳頭良く發育せるや否

や乳房には妊娠の爲めに來れる變化ありや否や殊に其皮膚は損傷し易き性質ありや否や等に注意すべし。然る後腹部の検査を施すべし。即先づ腹部及腰部を纏へる衣服の類を解きて下方へ祛せ、只一枚の肌着を殘して腹部を覆ふ。此に於て助産婦は豫め温めたる兩手の掌を靜かに腹壁に貼て、検査し之に由りて腹部の形狀及び緊張の度臍の形子宮の大きさ形其硬さ及移動の度羊水の量等を知るべし。次に靜に兩手を以て同時或は相互に壓し、又は能く注意して軽く之を打ち、以て胎兒の大き胎位胎向胎動等を知るべし。

最精密に此外診を施さんご欲せば、助産婦は次に述ぶる緊要なる四種の方式に據り之を施すべし。此際助

産婦は仰臥せる妊婦の顔面に對し其側に座すべし。

第一式 先づ手指を伸べて、兩手の指端を相並べて腹壁の上に置き、然る後手掌を腹壁に接して、左右の兩側より靜かに腹部を押ゆるが如く子宮上に置き、次で其手を子宮底に至るまで上方に祛らせ送りて、子宮底の位置を檢す。即子宮底は臍或は心窩に對して何れの邊にあるやを定む。又之と同時に胎兒の胎位、即縦位なるや、横位なるや、又子宮底部に胎兒の頭あるや、臀部あるやを檢し、其他胎兒の大きさ、及妊娠の第何ヶ月なるや等を判定すべし。(第十八圖及第十九圖の第一表及第二表を見よ)

第二式

心窩の部に置きたる兩手を開きて、腹壁

の両側に移し、且手掌を子宮の長軸に並行し置く時は、其一手には胎児の小部分を觸れ、他手には胎児の大部分即背部を大なる圓筒狀體として觸知すべし、而して胎児の背部を容易に知らんことを欲せば、先づ一手を平らかに腹壁の中央線に置き、子宮を靜かに後方へ壓すべし、斯くする時は羊水は一方へ集るが故、背部は益々他方へ壓却せられて母體の腹壁に近接し、爲めに他手を以て明かに背部を觸知し得べし。(第二十圖及二十一圖の第三表及第四表を見よ)

第三式、右が、左か、都合よき一方の手を擇び、拇指を強く開き、骨盤入口の直上に於て、拇指と中指との間に胎児の下向部を和かに握むこと、第二十二圖及二十

三圖の第五及第六表に示すが如し、若し此際硬くして圓き物を觸知すれば、兒頭にして、今尙ほ高き所にあるものご知るべし、而して此兒頭は左右へ移動せしむることを得べきものなり、又軟にして不正なる形の物を觸るれば、臀部なるを知るべし、若し健全なる胎児の頭或は臀部を通常より稍柔軟に觸知し、且つ其部厚くして明かに觸れ得ざれば、胎盤の子宮下部に存するものと推察すべし、若又其部に頭或は臀部を觸れ得ざる時は、更に兒頭を子宮の側方に於て求むべし、之を求るには一手の指を以て子宮を柔かに敏捷に突くべし、然る時は頭部なれば反撥するが如き運動をなすを以て、多くは驗知し得べきものなり。



此方式は四種の方式中尤も緊要なるものなり其下  
 向したる胎児の部分即頭部或は臀部が尚骨盤入口上  
 に存するや或は既に骨盤入口内に入るやを知るに  
 殊に必要の方式なり然れども初妊婦の妊娠末週に於  
 けるか或は分娩期に於て己に下向部の骨盤腔内或は  
 骨盤出口に進める時は次に述ぶるの方式に従ひて験  
 知すへし。

第四式 此方式にありては助産婦は己が背を妊  
 婦の顔面に向けて坐するを最も可とす而して伸展せ  
 る両手の指端を鼠蹊部の上より骨盤の側盤に沿ふて  
 徐々に且和かに深く骨盤内に挿入すべし然る時は深  
 く進める頭部は骨盤内を充滿せる硬き圓形物として

明に觸知すべく而して額部は圓形を帯びて一側に項  
 部は平坦となりて他側に觸れ得べきものなり(第廿四  
 圖及第廿五圖の第七表及第八表を見よ)

骨盤の造構を外部より検査せんが爲先背部より熟  
 視して脊柱は正規の彎曲を有するか又薦骨は通常の  
 長さを有するかを檢し次で耻骨の形に就て其廣さ  
 耻骨弓の状態を檢し外陰部を檢して腫瘍或は疣贅等  
 の發生せるや否やを見終りに兩足を檢し其眞直なる  
 や將た屈曲せるや足に浮腫ありや否や若くは靜脈腫  
 の存するや否やを檢すへし。

聽官にて検査法 を行ふに當りては周圍を全く  
 靜ならしめ妊婦には仰臥の位置を取らしめ腹壁は清

潔なる手拭にて覆ひ、助産婦は適宜の位置に坐し、又は  
跪き、茲に於て耳或は聴胸器をば密に子宮の諸部に貼  
し、次に述ぶる數種の音を聴き取るべし、即ち一は胎兒  
より發する雑音にして、二は妊婦の體中に發する雑音  
之なり。

胎兒より發する雑音 には左の三種あり。

一、胎兒の心音。

二、胎兒の運動。

三、臍帶の雑音。

胎兒の心音 は、胎兒の背部が子宮壁に接したる所  
に於て最も明かに聞ゆるものにして、恰も懷中時計の  
音に類して、即チツク、タツクと響くべし、其數は一分時

間に百三十乃至百四十にして、健康なる大人の心音よ  
りも甚だ數多きものなり、若し胎兒の運動する時は心  
音は少しく、其數を増加すべし、心音の存する部位を速  
かに知り、且明に聴んご欲せば、先づ兒背の無き一側に  
一手の手掌を貼して、徐々に強く腹壁に向ひて壓し、然  
る後耳を貼て聴くべし。

胎兒の運動に由りて發する雑音 は、恰も指節にて  
軽く物を打つに類せる、甚だ低くして、短き音なり、殊に  
此雑音は胎兒の兩足の存する部に於て、其足部が子宮  
壁に衝突して發する所の音として聴き得べきものな  
り。

臍帶の雑音 は、胎兒の心音に一致せる弱き水泡様

の音にして、稀に之を聴くことを得べく、而して此音は臍帯結節するか、或は軽く壓迫せらるゝ時に於て發するものなり、臍帯の雑音は通常其項部のある所にて聴き得べし。

妊婦の體中に發する雑音は、左程緊要なるものにあらず、而して此等の雑音は即ち次に述ぶる三種なり、一、子宮大血管の雑音は血管内の血液運行に由りて發するものにして、恰かも衝突するが如きの音なり、又時としては強く、又時としては弱く、其數は妊婦の脈搏に一致し、通常腹の一侧或は兩側に於て、子宮頸部の所に聴くべきものなれども、屢々全く聴き得ざることもあり。

二、大動脈音は恰かも敲くが如き低き音にして、妊婦の腹内にある大動脈の搏動に由りて生じ、亦妊婦の脈搏と一致す、而して此音は必ずしも聴き得るものにあらず。

三、腸管雑音は妊婦の腸内に於ける大氣の運動するに由りて生ずるものにして、一種の騒がしき音を發す。

視官による検査法は觸官によるも、尙鑑定するに能はざる時に必要なりとす、例へば大腿及腹部の皮膚に癍痕狀の白色或は赤色の線、創傷損傷潰瘍、腫瘍、腫瘤等を見るが如き是なり。

一、内検査法即ち内診

第七十六項

内診の必要及其注意

内診に由りて検すべきものは、先づ骨盤内に存する軟部の状態、骨盤の内壁、胎児の體位、體向、體狀、體質等なり、其他卵子の如何なる部分を觸れ得るやを腔より探るべし。

妊婦及産婦を内診する前には、助産婦は毎回必ず一定の規則に従ひ、消毒清潔法を行ふべし。

助産婦の此消毒清潔法を怠たるか、又は規則に従ふて施さざる時は、其婦人の健康を害するのみならず、實に生命をも危ふするに至る、而して其婦人、之か爲めに重症を發し、或は死亡するに至れば、助産婦は終に裁判所へ拘引せらるゝ場合にも至るべきところあるが故、深

く慎まざるべからず。

第七十七項

消毒清潔法の規則

助産婦に於ける消毒清潔法の規則は、次に示すが如し。

甲、一般の心得

一、妊婦、産婦及褥婦は、只僅に一回の内診の爲、既に早く傳染毒を感受し、不治の疾病に罹ることあり。

二、傳染毒を感受せしむるは、大抵内診せる手指の媒介となるものなり、又稀には不潔の器械、敷布、布綴等より發することあり。

三、助産婦の手指は最も緊要なるものなれば、助産婦は常に自ら其手指及び爪を大切に保護し、而して十

分清潔ならざる物品、或は身體等に觸れざる様注意し、若し不潔物に觸れし時は必ず再び手指の清潔法を反覆すべし、但患婦の健康に害あるものを除くの際の如きは此限にあらざりし。

四、傳染毒は至る所に存するものなれども、内診せざれば之れを生殖器に導くのを恐れなし、故に内診は極めて重要なものにして、助産婦は決して僥倖を望むことなく、必ず清潔法の規則を守り、嚴に實行すべきなり。

五、妊婦及産婦に於て止むを得ざる場合の外、成的内診を行ふべからず、通常外診のみにて不明なる時に、始めて之を行ふべきなり。

六、外診は可成的幾回も行ふべく、殊に屢々胎兒の心臓音に注意すべし。

七、助産婦は健康なる褥婦を分娩後九日間、決して内診すべからず。

八、助産婦は内診の前に清潔法を行ふのみを以て足れりさせず、分娩前又は分娩時中にも、規則に従ひて清潔法を反覆すべし。

乙、特別の定則

九、分娩時に助産婦の着用すべき衣服は、清潔なる白布を以て製せし袖桁の短かき看護服を宜しとす。  
十、助産婦は内診に用ゆる示指の爪は勿論、總ての

指の爪を短く切り置くべし、又、損傷、疣贅、痲瘋、潰瘍等を患ふる指を以て内診を行ふべからず、又指輪は内診前に必ず穢去るべし。

十一、助産婦の分娩に臨める際には、豫め三個の銅盥を用意するを可とす、而して其内の一個には温湯を満して、助産婦自己の手を洗ふに供へ、他の一個には三布仙即三十倍の石炭酸水を備ふべし、(三布仙石炭酸水を作るには、三十瓦即六茶匙の液状石炭酸を、「リッテル」の清潔なる温湯中に和し、良く攪拌して溶解せしむべし。) 此三布仙即三十倍石炭酸水の半量を取りて、同量の温湯を和し、六十倍の石炭酸水を作り、残りし一個の銅盥に備へ、是を以て充分石鹼にて洗ひ置きたる外陰部を洗

滌するに供す、残れる他の半量の石炭酸水は助産婦手指の消毒に供すべし。

十二、妊婦及産婦を内診せんご欲せば、先づ次に記載せる一定の規則に遵ひて清潔法を行ふべし。

即検査前助産婦は可成全身浴を行ひ、殊に検査を受くべき婦人には全身浴を行ひ、良く身體を清潔に洗滌せしめ、然る後陰毛を短く切り、次で外陰部併に其周圍(陰阜、上腿、肛門、臀部等)より、大小の陰唇間に至るまで石鹼を塗布し、温湯を注ぎ、軟き刷子を用ゐて五分時間充分に洗滌し、更に三布仙即三十倍石炭酸水にて三分時間洗滌して清潔に拭ひ、且腔内をも洗滌して後、新鮮にして清潔なる衣服を着用せしむべし。

右の外陰部の清潔法は毎に注意せざるべからず、殊に久しく遅延せる分娩に際しては、屢々之を反覆すべし、其他分娩末期に至れば特に注意し、少なくとも三時間毎に消毒せる微温湯、石鹼及手拭を用ゐて反覆洗滌を行ひ、以て充分消毒すべし、其際殊に注意すべきは肛門及其周圍にして、又内診の際には手指に附着せる大便等を、内生殖器に導かざる様注意するを要す。

以上記す所に従ひ、検査を受くべき婦人の清潔法を終れば、助産婦は自己の身體の清潔法を行はざるべからず。

十三、助産婦の清潔法は、次に記する件々に従ふべし。

い、最初まづ爪鑷子を用て、爪の間にある不潔物を除去すべし、而して助産婦は常に爪鑷子を衣囊等に入れて携帯すべし。

ろ、次で助産婦は其手特に指爪及指間の皮膚、其他前膊を肘關節に至るまで、温湯、石鹼及刷子を用て五分時間十分に洗滌すべし、此の如くするも、尙多少不潔物の存するか、或は多少臭氣の存する時は、更に長時間洗滌するを要す。

は、終に其手爪及び前膊を微温となしたる三布仙、即三十倍石炭酸水中に入れ、石鹼及刷子を用ゐて三分時間洗滌すべし。

十四、右の規則に従ひ、清潔にしたる手指及前膊は

之を拭ひて乾かしむることなく、濕りたる儘にて内診を行ふべし、而して内診を終る迄は決して他の不潔物に觸るゝことを禁ず、殊に之際には婦人の衣服又は下肢、下腹等に觸れ易き者なれば宜しく注意すべし、若是等の者に觸たる時は、更に清潔法を反覆すべし。

十五、上記の清潔法を行ひて後其内診を行ふの前には再び外陰部の清潔なるや否に注意すべし、殊に壓出せられたる大便等にて不潔となりしが如き時は再び規則に従ひて外陰部の清潔法を行ひ、然る後内診に着手すべし、而して内診の法は、一手の二指を以て陰唇を兩側に開き、豫じめ二布仙即五十倍石炭酸ワゼリンを塗布したる、内診を行ふへき示指を、膣の後壁に沿ひ

高き所まで挿入すべし。

十六、助産婦は指にて胎胞に觸るゝを避け、決して之を破るべからず、又胎胞の既に破れたるを、未だ破れざるごるに係らず、子宮頸管又は頸部を強く探ぐるは検査を受くる婦人に大害を來すの恐あるものなれば、如何なる場合にも之を禁ずべきものとす。

十七、一般に内診は長き時間を費すべからず。

十八、分娩中内診せんご欲するの際にも、十三に記載せる所に従ひ、必ず毎回十分に清潔法を行ふべし。

十九、若し分娩機急速にして、産婦を保護するに最も必要な準備を施す時間なく、殊に助産婦が其手及其他の清潔法を行ふの猶豫なく、産婦も亦規則通りの清



潔法を施すの暇なき場合には、助産婦は可成速かに三布仙即三十倍石炭酸水に浸したる手拭を以て外陰部を清潔にし、會陰の保護等を施すべし。

第七十八項 内診の方法及順序

内診の際に於ける都合良き位置は、仰臥に於て、伸したる下肢を可成腹部の方へ接近せしめ、膝を屈して高くし、且つ其兩腿を兩側に開かしむるにあり。

内診は左の順序に従ひて施すべし。

一、先づ腔内に挿入せる示指にて尿道隆起を探るべし、而して此隆起の前腔穹窿に於て消失せんとするの部には、産婦若くは初妊婦に於て早くより胎兒の下部を觸知すべきものなり。

此際内診に由りて次の件々を定むべし。

い、胎兒の下向部は己に固定せるや、或ひは移動するや。

ろ、胎兒の下向部は頭蓋なるや、顔面なるや、或は其他の部分なるや。

は、胎兒の下向部、殊に頭蓋が幾許骨盤内に進入せるや。

次に指を少しく後方に送りて。

二、子宮腔部を探知すべし、即腔部の長さ及形状に注意し、腔部は栓状たるや、或は扁平状にして哆開し居るや、否や、又腔部の尖端に子宮外口を觸知すべし。

三、子宮外口を探りて其如何なる形を爲すやを知

るべし、即圓形なるや、横に破裂し居るや、又外口は開けるや、或は閉ぢ居るや、又其子宮口縁は薄くして鋭きや、或は厚くして鈍きや。

是まで前方へ向けたる指の掌面を轉じて後方へ向け、次の件を觸知すべし。

四、會陰を挿入したる示指と、外部に置ける拇指との間に狭み、少しく其部分を摘みて、會陰の柔順なるや否の性質を檢知すべし。

終りに後腔壁に沿ふて。

五、尾閭骨及薦骨、尾閭骨關節を檢知すべし。

正規の造構を有する骨盤に於ては、示指を深く挿入するも、薦骨下部の二三椎まで達するのみなれども、

狭小なる骨盤に於ては、全薦骨を薦骨岬に達するまで觸れ得るものなり。

上に述べたる内診の順序は、妊婦及分娩の初期に適するものなり、爾後分娩期の進むに従ひ、腔部及子宮口は變化し、胎胞は露出し、且つ胎兒の下向部は深く下行するものなり。

此等の變化は、外診及其他の法によるも十分確定する能はず、故に次の状態に注意すべきを要す、殊に分娩期の進みたるものは、只内診のみに由るべきものなり、い、子宮腔部は短縮し終りに消失す。ろ、子宮口は漸々開大す。は、胎胞は緊張するか、或は破裂す。

に、兒頭の位置は漸々變化する等之なり。

正規の分娩に於ては、通常只一回の内診に依りて總て明かに判知すべく、以後は時々外診のみを行ひ、内診は全く之を施すの要なきものなり。

第七十九項

産科的検査に於ける一般の規則

検査の際には、尙次に記載する一般の規則に従て之を施すべし。

一、凡そ検査を施すの前には、豫め膀胱及直腸を空虚ならしむる様に注意すべし。

二、可成只一回の検査によりて緊要なる諸件を認知し、再三反覆して検査を施すが如きことなき様注意

すべし、若し助産婦自己に於て不明の點あれば、産科醫の診察を乞ふべきものとす。

三、助産婦は前に述たる一定の順序に従て、遺漏なく検査を施し、其検査の成績は能く記憶して忘るべからず。

四、妊婦の取扱ひに際しては、助産婦は可るべく妊婦の嫌ふことを避くべし、又無用の身體部分を裸出し、或は産所に無用の人々を居らしむるが如きことあるべからず、助産婦は總て何事にも正しくして、殊に検査し得たる事を猥りに他人に語るが如きことあるべからず。

五、助産婦は左手も猶右手の如く、自由に使用し得

る様に常に熟練すべし。

六、助産婦の手指は常に柔軟温暖にして乾燥し、始終清潔に保つを良しとす。故に手指の硬くなりて知覚を減じ、又は不潔となるべき事業は決してなさざる様心掛くべし。若し既に硬くなりたる時は、手を温湯中に浸して石鹼を用ひ能く洗ふべし。又此の如き手を洗ふには微細なる砂を用ひて磨擦すれば尤も宜しきものなり。

七、助産婦は妊婦或は産婦を検査せんとするの際には、先づ次に述べる諸件を尋ね問ふべし。即其婦人の姓名、年齢、身分、宗教、親族及び自己の性來健康なりしや否や、殊に小兒病に罹れるや否やを問ひ、又何歳にして始

めて歩行し得たるや、月經の状態及己往の分娩の状態等之なり。

### 第五章

#### 妊婦の攝生法

##### 第八十項

##### 妊婦攝生の要義

元來、妊娠は疾病にあらずして自然の機能なり。故に妊婦には一切藥劑及賣藥等の如きものを用ふるを要せず。若し万一病に罹ることある時は、直ちに醫師に托すべきものごとす。

(補)注意、妊婦若し妊娠時及分娩産褥等に關する心得を知らんが爲め、之等の書籍を得んことを問へる際には、左の如き種類のものゝ指示すべし。

妊婦の蓄微園 女醫 福井繁子纂著  
は、のつとめ 醫學士 三島通良編述

第八十一項 妊婦の生活方

妊婦は平素習慣せる生活方を換ふべからず、故に飲料及び食物等は凡て平素の通りに用ゐ、只其量の度に過ぎざる様注意すべし、特に晚餐は少量にして消化し易き食物を撰ぶべし、新製の麵麩、甘藍、大根、莢豆、酸味の果物等、凡て風氣を醸すべき不消化物、又は強き香料等は害あり、又ブランドール、ルム、濃き珈琲等の如き、身体を温かならしむる飲料も亦害あり、其他妊婦の望むところの飲料及食物にして害なきものは與ふるを可し、新鮮なる清水は飲料として最良なるものなり、若し妊婦早朝悪心嘔吐に苦しむ時は、臥床の内において少しく食事をなさしめ、一時間程平臥せしめ、後始めて

起たしむるを可し。

大便是適宜の運動をなし、又は清水を飲み、或は淡薄の野菜新に煮たる果物を食する等に由りて日々通ずるものごとす、若し大便の秘結する時は緩和なる灌腸を施すべし、但し下劑を用ふるは醫師の法に従はざるべからず、又小便の通づる心地あれば、其度毎速に排泄せしむべし、殊に妊娠の第四ヶ月及第十ヶ月に於て然りごとす。  
妊娠第十ヶ月に入れば、助産婦は妊婦をして仰臥の位置に於て排尿の出來得る様慣れしむるを可し。  
第八十二項 妊婦の運動  
適宜の運動は、妊婦に取りて甚だ緊要なる事なり、故

に日々適當の時間を定め、屋外に出て、散歩すべし、之に反して、永く坐し、或は永く臥床にあり、或は總て室内にて、手仕事をなす等は、害あり、即之が爲め、消化不良を發し、大便秘結し、時として、肛門に靜脈腫を生じ、又不眠症、或は神經過敏症を發す、其他、舞踏、奔走、飛跳、乘馬、平坦ならざる道路を車にて行き、又は長途の汽車旅行、或は衝突多き車に乗り、重き物を提げ、或は荷ひ、強て身體を屈曲し、重き抽匣を開閉する、か如きこと等、凡て甚だしき身體の運動、及ひ、労働は、皆、妊婦に害あり、殊に、急劇なる身體の動搖は、直ちに、子宮の充血、或は、子宮の位置變状を發し、終には、流産、又は、早産を來すこと、屢々之あり、故に、妊娠中は、交接も、亦、慎むべきもの、こと、或は、注意し

て之を行へば、害なし、雖も、妊娠末期に至れば、必ず行ふべからず、然らざれば、産褥熱等を來すの危険あることを諭すべし。

第八十三項

妊婦の衣服

妊婦の衣服は、季節に應じ、稍々温暖なるを良し、總て、狭く窮屈なる衣服、殊に、胸部、腹部を壓迫するが如きものは、害あり、故に「ユルセツト」を用ふるは、害あり、殊に、労働中は、必ず之を緩めざるべからず、但し之に代ふるに、彈力性の胴巻を緩く締むるは、害なきものなり、又適當なる腹帶は、妊娠の後半期に至れば、必ず用ふべく、殊に、經妊婦にありては、尤も、要なるものなり、腹帶の利益は、妊娠子宮を支へ、懸垂腹を障へ、早産及流産を豫防

し、胎児の位置變化を防ぎ、妊婦の腹部を温保し、身體の運動を容易ならしむる等なり。

(補) 腹帯

古へより、我邦の婦人は、妊娠五ヶ月に至れば、必ず腹帯を施すの習あり、之を鎮帯又は結肌帯と云ひ、又た齋ひの肌帯とも云ふ、俗説に神功皇后瑞喜の故事に倣ふに始まる、と傳ふ、然して從來一般に行はれし腹帯は、其幅狭くして殊に心窩の部に於て二三回も強く結縛せるものなるが故、即て害あるものと云ふべし、然れども腹帯の構造と其用法とを改良すれば、妊娠の後半期に於て之を施し、尤も適當なるものなり、之れ腹帯は腹部を温かに保ち、緩く子宮の位置を定めて、胎児位置の變化を防ぎ、妊婦の動作及び歩行を容易ならしめ、殊に經産

婦に於ては懸垂腹を支ゆるの効あるものなればなり、故に腹帯に供する品物は、一尺餘りの幅を有する「フラネル」等を以てし、緩く二回位腹部を纏ふを以て宜しとす、又た此の目的に向ひて製せられたる、緒方氏腹帯を用ゆれば、尤も適當にして安全なるものなり。

第八十四項 妊婦の清潔法

清潔法も、妊婦に取りて極めて必要なることなれば、常に身體を拭ひて清潔に保ち、頭髮は屢々梳づり、褌衣及び臥床の敷布は時々清潔に洗濯すべし、又妊婦の外陰部は妊娠の末期に至れば、著しく粘液を分泌するが爲め、隨て損傷し易きものなれば、必ず日々二三回づゝ、微温湯にて清潔に洗滌すべし、其他温泉浴、海水浴、微温湯の全身浴(列氏の二十四度乃至二十八度)を行ふの可否

は醫師に尋ねべし、脚浴は禁ずべきものなり、其他新鮮の大氣を呼吸するは、妊婦に取りて殊に必要なるが故に、居室内或は寢室内は、務めて新鮮の大氣を交換すべし、四方閉鎖せる居室内の大氣或は寺院、劇場、音楽場等、凡て多人數の相集る所の大氣は、速かに不潔に陥るものなれば、此等の場所へは可成立入らざる様戒むべきなり。

第八十五項

妊婦の精神の保養

妊婦は又安眠を要するが故に、侍者、夜警、徹夜等をなし、凡て睡眠の不足なるは害ありとす、然れども甚だしく睡眠を貪る時、其意のままに放任せば、血行障害及消化不良等を發することあれば注意すべし。

精神の感動は、妊婦に向ひて著るしき關係あるものなれば、最注意すべし、故に妊婦の精神を始終靜穩にし、常に爽快ならしむるは、妊娠の全経過を平穩ならしむるに、最も緊要なることなりとす、妊婦若し分娩を憂るが如き時は、助産婦は之に向ひて分娩は決して深く憂慮すべきものに非ざることを語りて、其心を慰諭すべし、助産婦は妊婦に向ひ、苟も難産又は不幸なる分娩の事を語るべからず、凡て精神の劇しき感動は胎兒に危険を發するものなれば、甚しき驚き、怒り、其外非常の喜び、悲み等の如きは、必ず注意して避けしむべきこととす、而して胎兒の生來畸形なるは、其母の不意の恐れ等に由りて生ずる者にあらずして、兒體の内部に或る



原因ありて其正しき發育を妨げらるゝに依りて生じ、  
即胎兒の或る一部の發育せざるか、胎兒發育初期の形  
の儘に發育するか、又十分發育するも或る疾病の爲め  
欠損するか、或は過度に發育する等に由りて生ずるも  
のなり。

第八十六項 分娩前の注意

妊娠末期に至り、分娩前六乃至八週の頃に至れば、助  
産婦は妊婦に向ひ、母兒に必用なる襦衣及産褥室等を  
用意すべきことを諭すべし、又妊婦の外形其他の状態  
を視て、若し骨盤に異常あるべしと考ふる時は、第七十  
五項及後に述ぶる所の方法に従ひ、能く綿密に外診及  
内診を行ひ、果して異常あることを知らば、産科醫に就

て診察を乞ふべし、されど此際妊婦には決して心配せ  
しめざる様注意すべし、凹陷せる乳頭を有する妊婦は  
又た其頃より、日々清潔に洗へる指、或は吸角にて乳頭  
を牽き出すべし、不潔物の乳頭に附着せる時は、屢々石  
鹼水にて洗滌すべし、若し皮膚の柔軟菲薄なる時は、授  
乳に當りて損傷を生ずるの恐あれば、豫じめ冷水、ル  
ム、ブランドー、或は赤葡萄酒等にて日々洗滌すべし。

# 第三編 正規の分娩

## 第一章 正規分娩總論

### 第八十七項 分娩

分娩とは、子宮の收縮と腹壓との作用に依りて、胎兒其附屬せる卵子部分と共に子宮内より出で、一定の産道を通じて娩出するをいふ、其自然の力に依りて分娩するものを自然分娩といひ、醫師の助けに依りて分娩するものを人工分娩といふ。

### 第八十八項 正規分娩及ひ異常分娩

正規分娩或は健全産とは、自然の力に依り、母兒共に害なく分娩するをいひ、異常分娩とは、母兒を害し、或は

生命の危険を來し、或は他人の助けを要すべき分娩をいふ。

### 第八十九項 定期産、晚産、早産、及ひ流産

妊娠第四十週にして分娩するを定期産といひ、第四十週を過て分娩するを晚産といひ、第二十九週より第三十八週までの間に分娩するを早産といひ、第二十八週に至らずして分娩するを流産といふ。

### 第九十項 産道

自然の産道は硬部と軟部とより成る、即ち其硬部は骨盤管にして、軟部は子宮頸、膈、外陰部等之なり。

### 第九十一項 分娩機能即娩出力

### 娩出力

娩出力は、子宮の收縮と腹壓とより生ず、其胎兒を産出するに方り、産道は反て娩出力に抗抵するものなり、而して其抗抵は其人と場合に關して、強きものあり、又弱きものあり、若し抗抵強き時は分娩困難にして重く、弱き時は容易なるものなり。

第九十二項

陣痛

子宮の收縮する時は必ず疼痛を起す、之を陣痛と名く、陣痛は次の件々に由りて知るべきものなり。

- 一、陣痛は間歇性に發作するものにして、其疼痛のなき間を陣痛間歇時といふ。
- 二、陣痛の發作毎に子宮は收縮して硬固となる。
- 三、陣痛は始め弱く、漸次に強劇となり、遂に再び減

弱す。

四、陣痛は下腹部と薦骨部とより起りて前下方へ進み、陰部を通過して終に上腿に到る。

五、陣痛の爲めに分娩を催進す。

妊婦は腸加答兒或は其他種々の疾病に罹り、屢々下腹に疼痛を發することあるものなれば、是を陣痛と混同せざる様能く注意すべし、若し疾病の爲に發する疼痛なるごきは、分娩を起すことなく、其病は多くは腸又は腹膜にありて、痙攣及腸内風氣の充滿、大便の秘結、腸加兒答等によりて之を發すべし、此の如き腹痛を假陣痛と名くるものあり。

第九十三項

腹壓

子宮の収縮は産婦の意識に随はずして全く不随意に發し、而して胎兒を産出するに最緊要なる力なり。す、已に子宮口の十分に開大せる後は、腹筋、横隔膜との収縮に由り、胎兒の産出を促すものなり、之を腹壓といふ、此腹壓に由りて、一定の度までは、子宮の収縮を産婦の意に随ひて起すことを得るものなり。

第一章 正規分娩の経過

第九十四項 分娩経過の區別

分娩の経過中には判然たる境界なし。雖も、概ね之を三期に分つを常とす、即第一開口期、第二産出期、第三後産期之なり。

第九十五項 分娩経過の三期

分娩の第一期、即ち開口期とは、子宮の収縮に由りて軟部産道の開大する時期をいふ、是れ主として子宮壁より剥れたる卵膜の羊水を満したるもの、漸々前方へ壓出せらるゝに由りて、軟部産道の開大するものにして、此作用により、先づ子宮口、次に膣、終に外陰部を開大するものなり。

分娩の第二期、即ち産出期とは、已に子宮口十分開大し、卵膜破れてより、胎兒全く産出するまでの時期をいふ、此際、卵膜破るれば、先づ羊水の一部、即所謂前羊水流出し、次で胎兒産出し、後残りの羊水再び流出す。分娩の第三期、即ち後産期とは、胎兒産出してより、後産全く産出するまでの時期をいふ。

### 第一、開口期

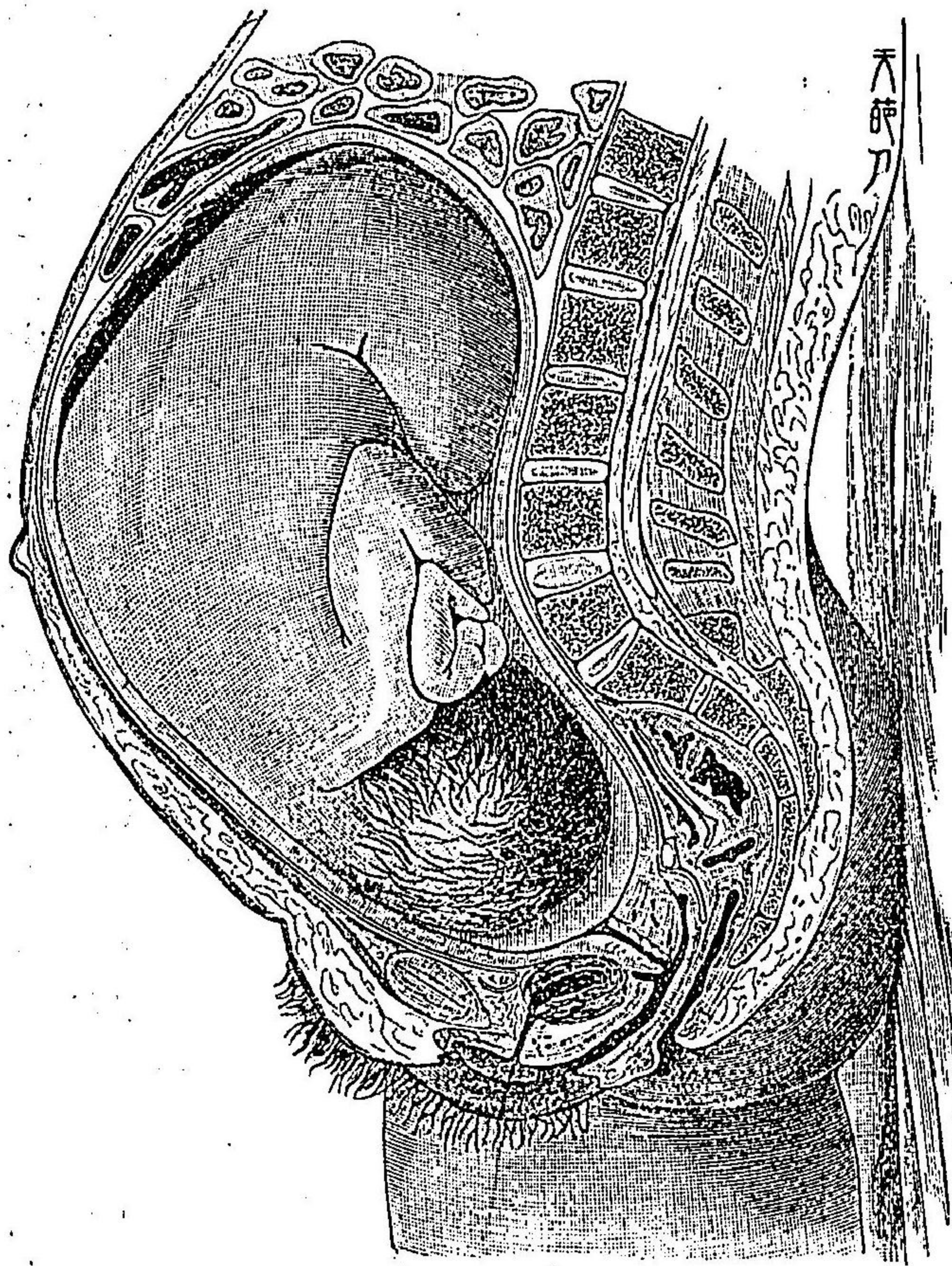
第九十六項

開口期の経過

分娩の第一期即ち開口期は子宮の正き収縮を以て始まり、子宮口の充分開大するを以て終る、初産婦の子宮口は始め小さき孔なれども、後には子宮腔部より成る薄き縁より圍まれたる小さき輪の形となり、其菲薄なる縁は先進兒頭と密に相接せり、(第二十六圖を見よ)又経産婦の子宮口は始めより厚き縁にてなり、口内には容易く指を挿入し得べし、開口期の最初發する陣痛は、唯下腹に於て壓迫せらるゝ如き感覺と、薦骨部より外陰部へ向ひて牽引するが如き感覺あるのみ、之を前陣痛といふ、知覺の過敏なる婦人は、此時既に疼痛を覺ゆ、

而して前陣痛の起れる後は一般に身神不安となり、尿

第二十六圖



開口期の初めに於ける子宮及び子宮頭

意を催ふし、膈内は漸く温度を増して柔軟となる。  
 子宮口は漸々開きて、終に其直径八乃至十仙迷即ち  
 我二寸六分四厘より三寸三分となりて、胎兒を容易に  
 通過せしめ得るに至る。故に此期中に發する陣痛を名  
 けて開口期陣痛といふ。開口期陣痛は初の十分時間或  
 は十五分時間毎に反覆するものなれども、後には毎五  
 分時間毎に反覆するに至る。其陣痛の發作せる時間は  
 十五秒時間乃至三十秒時間持續し、且漸々疼痛を増加  
 するものにして、其疼痛は主に子宮口及膈等の開大し  
 て緊張するに由り起るものとす。又子宮口の開大する  
 際には、其周縁破裂し、卵膜は子宮内面より剝離して、其  
 部にある小血管を破るが故に、多少の出血を來して

産道より流出する粘液中に混ずべし、已に子宮口の直  
 徑大凡三乃至四仙迷即我一寸乃至一寸三分に開けば、  
 卵膜は胎兒と卵膜の間に存する羊水と共に、子宮口よ  
 り膨出し、半球形の囊状をなす。之を胎胞と名く、胎胞は  
 陣痛毎に緊張し、陣痛の止むと共に弛緩す。雖も終に  
 ば子宮口を通過して陣痛時には甚しく緊張し殆んど  
 破裂せんとするに至る。(第二十七圖を見よ)此の如く胎  
 胞の陣痛毎に緊張し、膈を通過して陰門に向ひ下行す  
 るは、産道を開大するに甚だ必要なるが故なり、之を以  
 て若し胎胞の早く破裂する時は子宮口の開大は徐々  
 にして、其疼痛は反て劇しきものとす。(第二十七圖及二  
 十八圖を見よ)

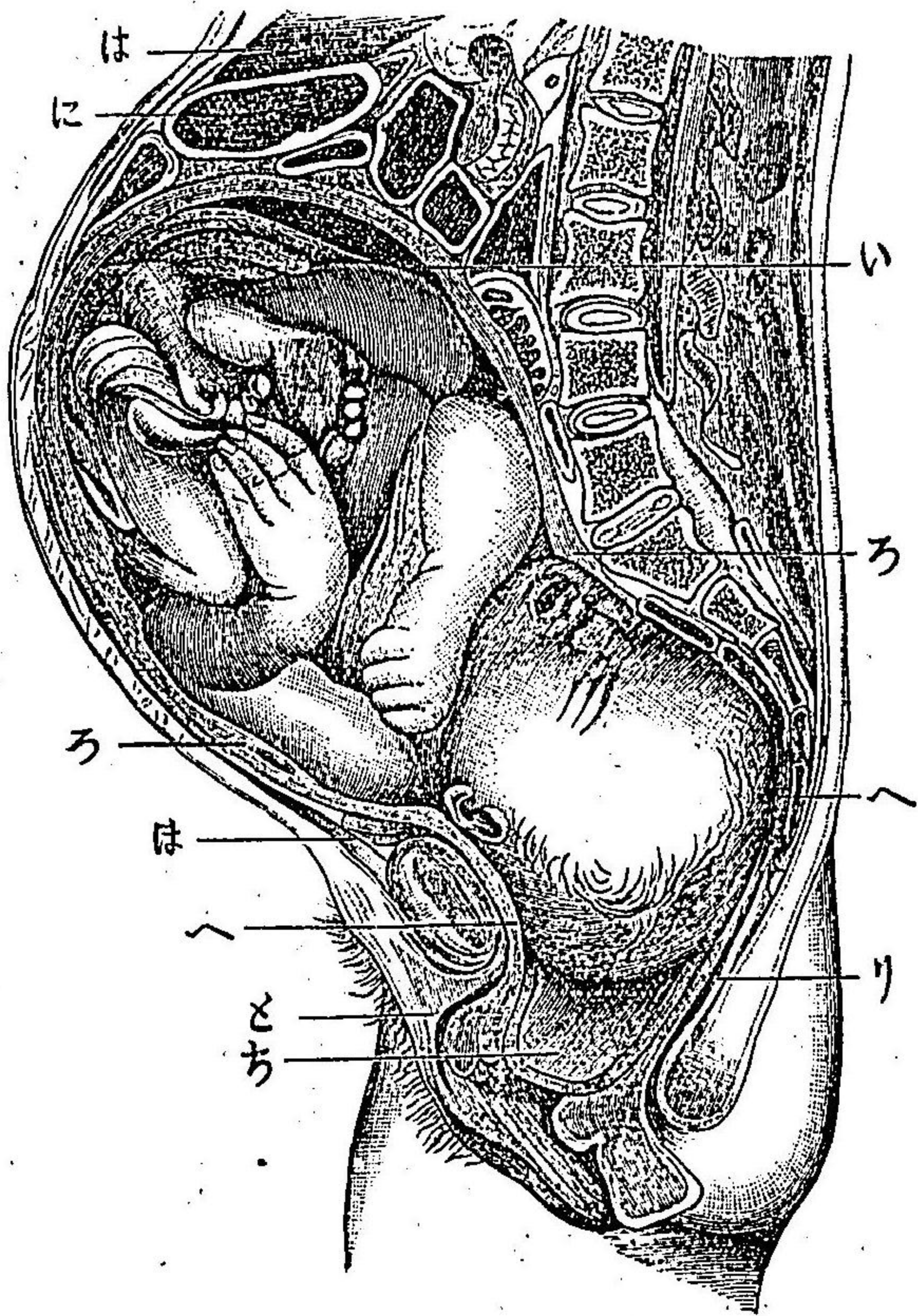
### 第一一 産出期

#### 第九十七項

#### 産出期の経過

分娩の第二期即産出期は子宮口の十分開きたる時に始まり胎児の全く産出せし時に終る此期の初めに於て甚しく緊張せる胎胞は多くは陣痛の爲に破れ兒頭と卵膜との間に存せる羊水の一部は直に流出す之を破水といふ次で娩出期陣痛を發して産婦の顔面赤く身體温暖となりて全身に汗を流し頻りに努嘖して腹壓を加ふ此時の陣痛は甚だ強劇にして續々發すれども其疼痛は多くは却て甚しからず之れ知覺の鋭敏なる子宮口縁の已に破裂せること且つ暫時にして分娩の終るべきを知るが故に自然疼痛に堪へ易きもの

第二十七圖



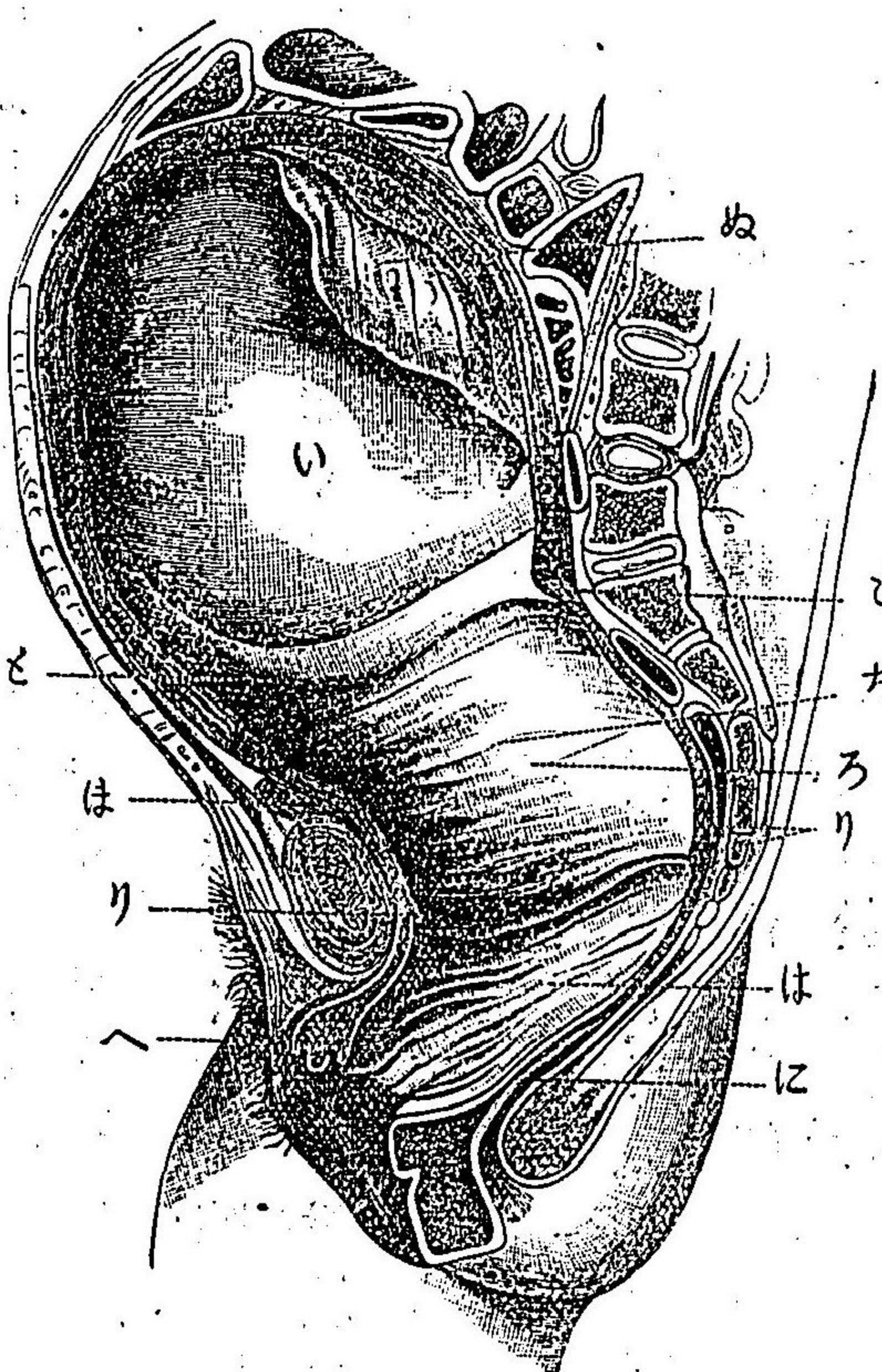
す此際産婦は近傍にある物品に手足を支へて呼吸を

止め強く努嘖して陣痛を助く其状恰も秘結したる大

便を努噴して排出する時の如し、此の如く陣痛と腹壓との發作毎に、胎兒は徐々に子宮口を通過して、漸々下方へ進むが故、直腸を壓迫し、爲めに甚だしく便意を催すに至る、此期の終りに至れば、子宮口の前唇は上方へ退縮し、屢々少量の羊水を漏すことあり、而して兒頭の漸々骨盤出口に下るに従ひ、其皮膚に甚だしく皺襞を生ず、殊に産道狹隘にして、分娩に長き時間を費す時は、益々甚しく皺襞を生すべく、且胎兒の頭蓋骨は相互の縫合縁を以て重疊するものなり、又胎兒の先出部腫起するところあり、之を産瘤と稱す、産瘤の生ずる所以は、子宮口縁骨盤入口、或は腔口に於て、兒頭先出部の血管を輪狀に壓迫して、血液の運行を妨ぐるに由るものなり。

兒頭已に下方へ降り、其先進部會陰軟部に近づけば

産出期に於ける子宮の縦断面 (第二十七圖に示せる胎兒を取除けたるもの)



- い、子宮體
- ろ、子宮頸
- は、腔
- に、直腸
- ほ、膀胱
- へ、尿道
- さ、收縮輪
- ち、子宮内口
- り、子宮外口
- る、胎盤

第二十八圖

此時發する陣痛は分娩中最も疼痛劇甚にして、産婦は



戦慄し聲を發して泣くことあり、此の陣痛を戦慄陣痛といふ(註、日本婦人は教育の然らしむる處か、分娩の疼痛に對する忍耐力強くして、歐州婦人の如きこと稀なり)而して此際に於ける陣痛發作時は長くして、陣痛間歇時は却て短し、此の如く劇しき疼痛は、知覺の鋭敏なる外陰部の緊張と裂傷を生ずることに由り起るものなり、又此際産婦は屢々聲を發し、全身戦慄して汗を流し、顔面は赤色を呈して、眼球に光を發すべし、又神經は壓迫せられ或は裂るが故に、上腿及腓腸部に痙攣及ひ知覺鈍麻を發すること屢々之あり、此に於て會陰は前方へ球狀に膨出して薄くなり、陰裂は左右に開きて陣痛時には兒頭の先進部其間に現はる、之を名けて排臨といふ、陣

痛間歇時には陰唇と會陰との抗抵に由り再び退きて陰唇に被る、時として此際肛門翻轉し不隨意に大便を排出することあり、次で兒頭は終に其抗抵に勝て、陣痛間歇時と雖も開きたる陰裂の間を退くことなく、次に來る陣痛に由りて兒頭全く通過す、之を撥露といふ、此兒頭の撥露するの際、産婦は最も劇しき疼痛を覺へ、爲に高聲を發して啼叫し、甚しきに至りては失神する、ことあり、此の如き劇痛は軟部の甚しく緊張すること、其裂傷を生ずること、に由りて發するものなり、而して撥露する、同時又は次回に來る陣痛に由りて、胎兒は全く娩出するものなり、然れども、此次回に來る陣痛は前回の陣痛に比ぶれば甚だ輕きを常とす、若し胎兒の後に羊

水存すれば必ず其分娩と共に流出す、加之ならず既に胎盤剝離し、或は軟部の裂傷の生ぜる時は血液も共に流出すべし、

第三 後産期

第九十八項

後産期の経過

分娩の第三期即後産期は、胎児の全く産出したる後に始まり、後産の全く産出するに終る、後産の大部分は既に胎児の産出する際子宮より剝離するを常とする、此際子宮は収縮して胎盤を壓排し、且子宮壁より剝離せしむるが故に、胎盤の血管と交通せる子宮血管も從て破る、而して其破れたる血管の數と廣さは甚だ

夥多にして、隨て出血も亦多し、故に今若し子宮の強く且つ久しく収縮して出血せる血管の斷端を強く壓する、胎盤は子宮口、或は腔管へも壓下せらるゝが故、腹壁より子宮底を適宜に壓迫すれば、容易に腔口の外へ娩出すれども、時としては自然に腔口の外へ排出することあり、胎盤の排出せられし後、子宮は収縮して手拳大の硬き球状物となり、耻骨の上、觸知し得べし、又此時屢々軽き悪寒を發し、稀には悪寒と共に戰慄を發し、次で温暖なる汗を流し、直ちに精神の爽快なるを常とする、而して後産全く産出すれば、即ち分娩は全く終れるものごとす。

第九十九項 分娩持続の時間

分娩の持続する時間は甚だ不同にして一定ならず、然れども通常初産婦の分娩時間は十二時間乃至十八時間にして、其内十三時間乃至十六時間は開口期にして、二時間乃至三時間は娩出期十五分時間より二十分時間以後産期に費すものなり、之に反して経産婦の分娩持続の時間は、初産婦よりも短く、殊に娩出期尤も短くして大抵一二回の陣痛に由り數分時間にして分娩を終る、是骨盤出口軟部の抵抗力少なきに由るものなり。

(補) 日本婦人に於ける分娩の持続時間は、未だ正確の統計なしと雖も、緒方氏の経験に徴するに、凡そ歐州婦人の半ばにして、即初産婦にありては凡そ十二時間、経産婦

にありては凡そ六時間なるを常とす。

第三章 胎兒の産道を通過する景況

第一百項 胎兒分娩時の正常なる位置

正規の成熟胎兒は通常縦位にて分娩す、故に胎兒の頭部或は骨盤部は必ず下方に向ふものごとす、今縦位を區別して次の二種となす。

一、頭蓋位

二、骨盤端位

第一百一項 縦位

胎兒の先進部分の體狀に従ひ、縦位を次の如く區別す。

一、頭蓋位を更に次の如く區別す。

イ、後頭位とは、兒頭の後頭最も先きに下向するものをいふ、此位置に於て胎児は通常の體狀を取り、即願を胸に近接すべし。

ロ、前頭位とは、頭部の少しく後方へ傾きて、前頭最も先に下向するものをいふ。

ハ、顔面位とは、顔面の先出するものをいふ、之位置にありて願は胸を離れ、後頭は項に近接すべし。

二、骨盤端位を更に次の如く區別す。

イ、尾骶位とは、尾骶部最も先きに下降し、兩足は尾骶部に近接せずして、子宮口内に止まり、觸知する能はざるものをいふ。

ロ、足位及びハ、膝位とは、兩足或は兩膝の尾骶

部よりも先に下れるものをいふ。

一足のみ先降して、他の一足の未だ高き所にあるものを不全足位といひ、兩足同時に先降するものを全足位といふ、又膝位に於ても同じく不全膝位と全膝位の二種あり。

第百二項 胎児の體向

上に述たる胎児の位置には、骨盤内に於ける胎児部分の方向によりて二種の體向あり、胎児の背面母體の左側に向ふときは第一體向といひ、其右側に向ふときは第二體向といふ、又其中に於て胎児の背面多少母體の前方に向ふものを第一分類といひ、其多少後方に向ふものを第二分類といふ、例へば後頭の先進せる縦位

にして、見背母體の左前方へ向ふときは、之を後頭位の第一胎向第一分類(或は第一後頭位の第一分類)といふ、就中最も多数なるは第一胎向及第一分類なり。

(補) 頭蓋位の區別

頭蓋位は通常前に記せる如く區別すと雖も、軌近左の四種に區別するものあり。

第一頭蓋位 とは、見背母體の左前方に向ふもの。

第二頭蓋位 とは、見背母體の右前方に向ふもの。

第三頭蓋位 とは、見背母體の右後方に向ふもの。

第四頭蓋位 とは、見背母體の左後方に向ふもの。

上記の體向の他、尚ほ胎児の先進部骨盤を通過する際、他の體向を取ることもあり、然れども之れ極めて稀にして、名けて異常體向といふ、後章に詳述すべし。

胎児位置各種の區別一覽

<p>第一、子宮に對する胎児の方向に従ひて區別せるもの、</p>	<p>第二、胎児部分相互の胎狀に従ひて區別せるもの、</p>	<p>第三、骨盤に進入せる部分の體向に従つて區別せるもの</p>
<p>第一、縱位</p> <p>頭蓋位</p> <p>骨盤端位</p>	<p>後頭位</p> <p>前頭位</p> <p>顔面位</p> <p>尾骶位</p> <p>足位</p>	<p>胎児脊椎の母體の左側に向へるものを第一體向と稱す。</p> <p>胎児脊椎の母體の右側に向へるものを第二體向と稱す。</p> <p>第一及第二體向共に脊椎の稍前方に向ふものを第一分類と稱し、之に反して脊椎の稍後方に向ふものを第二分類と稱す。</p>

第二、横位或は斜位		
肩胛位	背位	腹位
<p>児頭の母體左側に存するものを第一體向と稱し、</p> <p>児頭の母體右側に存するものを第二體向と稱す。</p> <p>第一及第二體向共に脊椎の前方に向ふものを第一分類と稱し、之に反して脊椎の後方に向ふものを第二分類と稱す。</p>		

第三百三項

胎児小骨盤内を通過する要則

胎児の小骨盤内を通過するや、必ず一定の規則に従ふものにして、之に二個の要件あり。

- 一、胎児の先進部の最も長き直徑は、必ず骨盤の最

最も長き直徑即ち最も廣き直徑に従ひて進入するものなり、而して前文第三十項に述べたる如く、骨盤入口に於ては直徑線より横徑線の方長く、骨盤腔に於ては斜徑線は後方に延長性を有てる軟部あれば、從ふて其斜徑線の向き最も長く、骨盤出口に於ては横徑線より直徑線の方長く、故に胎児の先進部中、最も大にして且つ最も長き部は、(頭にては直徑線、肩胛及臀部にては横徑線) 骨盤入口に於ては横徑線に従ひ、骨盤腔に至れば斜徑線に従ひ、骨盤出口に至れば殆んど直徑線に従ふものごとす。

二、胎児の先進部は、其自然の大きさのまゝにて骨盤内を通過するものにあらずして、務めて細長なる形に

變ず、是其先進部よりも狹隘なる骨盤内を通過せざるべからざるを以てなり、又胎兒の先進部即最も下に降りたる部は、必ず前方に向ひ、即耻骨の下に來るものなり。

第四百四項 胎兒位置の比較

諸種の胎兒の位置の中、最も多數なるものは頭蓋位にして、百回の分娩中凡そ九十四回の割合なり、骨盤端位は百回中凡そ四五回、顔面位は二百回の分娩中凡そ一回の割合とす。

第一、頭蓋位

一、後頭位

第五百五項 後頭位の胎兒に於ける關係

後頭位は胎兒の生命に取りて最も良好なる體位なり。

甲、後頭位の第一體向の第一分類

第六百六項 此位置に於ける分娩の經過及其徴候

此體向に於ける分娩にありては、最初兒頭の直徑線は骨盤入口の横徑線と同一向にありて、小顛門は必ず母體の左方に向ふ、次で兒頭の漸々下方へ降るに従ひ、小顛門は漸次に前方に向ひ、大顛門は右後方に向ふ、而して右顛頂骨は最も下方へ降りて、顛頂結節は殆んど骨盤入口の中央にあり、此時兒頭の直徑線は骨盤入口の第一斜徑線に一致す。

分娩中前に述べたる如く、兒頭は斜の向にて陰門に現はるゝ時まで下行し、已に陰門に現はるゝ時は、小顛門は左方より前方に廻轉し、次で後頭は耻骨弓の下に來りて陰門に露出す、然る後前頭次に顔面は會陰を通過して出づ、兒頭骨盤腔に來れる時は、産道の通過に最も困難なるの時期にして、此際産瘤を生ずるものごとす、而して頭蓋の諸骨は最も先に下降せる部へ摺積するものなり。

胎兒の頭出づれば次で其肩胛出づ、此際母體の前方に向ひたる胎兒の右肩は、耻骨弓下を通過して左肩より先に出で、次で左肩は會陰を通過して後に出づ、而して其餘の體部は肩胛の出でたる方向に従ひて速かに

に娩出すへし。

後頭位第一胎向第一分類の徴候は次の如し。

一、外診によれば、胎兒の背部は母體の左方に向ひ、足部は右上方、頭蓋は小骨盤の上にある。

二、胎兒の心音は、母體の臍の下方左側に於て聴取す。

三、内診によれば、胎兒の小顛門は分娩の始めに於て母體の左方に觸れるれども、後に至れば漸々前方に觸るゝに至る、矢状縫合は最初骨盤入口の第一斜徑線に於て觸れ、後には骨盤の直徑線に於て觸る。

四、兒頭娩出すれば、胎兒の顔面は母體の右の上腿に向ふ。



五、此の位置の分娩にありて産瘤を生ずれば、頭蓋に於ける右側の後上方に生ずべし、故に分娩後其の頭蓋を見れば、其右半部は曲みたるが如くに見ゆるものなり。

乙、後頭位の第一胎向の第一分類

第百七項

此位置に於ける分娩の経過及其徴候

此位置に於ける分娩に於ては、最初児頭の直徑線は骨盤入口の横徑線に一致し、小顱門は母體の右方にあり、然れども小顱門は兒頭深く下方に降れば前方へ向ふものなり、大顱門は左後方に向ひ、左側の顱頂骨最も下方に降り、其顱頂結節は殆んど骨盤入口の中央にあ

り、此時児頭の直徑線は骨盤入口の第二斜徑線と一致すべし。

兒頭の陰門に現るゝに至れば、後頭は右方より耻骨弓の下に向ひて廻轉し、兒頭會陰を通過し出る状態は、恰かも第一胎向に於けるものに同じきものなり。

母體の左前方へ向けたる胎児の左肩は最初に耻骨弓下に現る、其他は第一胎向に於ける時の如き順序にて娩出すべし。

後頭位第二胎向第一分類の徴候は次の如し。

一、胎児の背部は母體の右方に向ひ、足部は左上方、頭蓋は下方にあり。  
二、胎児の心音は母體の臍の下にして、且少しく右

側に聴取す。

三、小顛門は右方に觸れ、分娩の最初には稍々後方向ふも、後には漸々前方に向ひ、終りには前下方に向ふ。

四、胎兒の頭部娩出すれば、其顔面は母體の左上腿に向ふ。

五、産瘤は頭蓋の左側に於て、且つ後方に生ず、分娩後其頭蓋を見れば、左半部は曲みたるが如くに見ゆるものなり。

第一百八項

後頭位の第一及第二胎向の第二分類

上に述べたる後頭位の第一體向及第二體向の少

しく變化せる體向を爲すことあり、即ち兒頭骨盤入口内に進入し、後頭は直ちに前下方に向はずして、却て初め後方向に向ひ、且つ前方に向ひたる前頭よりも高く位す、此の如き體向を第二分類と名く、然れども、後分娩期漸く進めば、後頭は漸々下降して骨盤の側方に廻轉し、終には前下方に向ふ、此の如く徐々に胎向を變じて、終には第一胎向の第一分類又は第二胎向の第一分類の如く分娩を終る、而して此第二分類を取るものは、通常第一分類と異りて、後方向に向ひたる背面及後頭は前方に向ふものなり、此の如き分娩は通常の分娩よりも多少長き時間と、強き産出力とを費すものなれども、母兒共に障害なきものなり。

第九項 第一及第二前頭位

甚だ稀れにある體向なれども、兒頭の骨盤腔を通過する際、後頭は前方に廻轉せずして却て後方に廻轉す。然る時は兒頭の陰門を通過する時、前頭と顔面とは耻骨弓下を通り、後頭は會陰を通過すべし。此の如き體向を第一或は第二前頭位といふ、而して分娩は多くは困難にして時間延長すべし、然れども多くは母兒共に害なきを常とす。

第四章

正規頭蓋位分娩に於ける助産婦の處置

第一百項

正規頭蓋位分娩に於ける助産婦の任務

正規の頭蓋位分娩に際して、助産婦の務むべきことは、即分娩の經過を視て、危険症を發するや否やに注意するを最も必要なるの件とす。若し危険症を發せば、直ちに産科醫を招きて適當の處置を乞はざるべからず、而して始終注意して適當なる看護を施し、之に依りて産婦及小兒に發すべき危険症を防ぐこと緊要なり。母體自然の分娩力は、安穩に胎兒を娩出するに最も適當せるものなれば、助産婦が産婦を助んとして、無益の手術を施し、或は無用の方法を試むるが如きは、必ず害あるを以て禁すべきことなり。

第一百一項

助産婦の携帯すべき器械及び藥品

助産婦の産婦に招かれたる時は、必用の器械を携へて、成るべき丈速に行くべし、但し器械類は始終清潔に保ちて、一つの布囊或は靴中に納め、何時たりとも直に携帶して、使用し得べき様準備し置くべし。

此布囊又は靴は洗濯を行ひ得る品にて製し、是には只器械類のみを入れ、決して他物を混入すべからず、尙ほ助産婦は器械の他に助産學の教科書、編物具、食品及櫛等を別の靴中に用意すべし。

助産婦の携帶すべき器械類次の如し。

- 一、臍帶剪刀一箇。
- 二、臍帶結紮用の強くして軟なる紐、繃帶或は麻護謨糸等數條。

三、中等大の鐵葉製イルリガートル一箇、但し一迷即我が三尺三寸の護謨管を付せるもの。

四、硝子製嘴管二箇。

五、小兒灌腸器一箇。

六、小兒の灌腸に用ふる爲、肛門に挿入すべき管一箇。

七、假死に陥れる初生兒を蘇生せしむるために用ふる刷子一箇。

八、陣痛を催進する爲めに用ふる二箇の帶。

九、洋銀製の屈曲せる「カテーテル」二箇。

十、爪刷子一箇、及ひ爪鑷子一箇。

十一、浴用檢温器一箇、及ひ體温器一箇。

十二、清潔なる繻帶用綿一包。

十三、新しき手巾二枚。

十四、白布を以て製せる袖の短き手術服。

其他、次の藥品をも携帶すべし。

十五、ホフマン氏液を入れたる小瓶一箇。

十六、石炭酸溶液を入れたる瓶一箇。

十七、指又は器械に塗る爲めに用ゆる、五十倍石炭酸ワゼリンを入れたる小盒一箇。

助産婦は醫師に就き二枚の處方箋を請求すべし、而して其一枚は二布仙即ち五十倍石炭酸ワゼリン五十瓦ご記したるもの、一枚は百五十瓦の石炭酸溶液ご記したるものなり、今三布仙即ち三十倍の石炭酸水を製

するには、其石炭酸溶液六茶匕、或は尙精確に製せんご欲せば、硝子液量器(五瓦毎に區劃せるもの)の第六の區劃即ち三十五瓦に至るまで、石炭酸溶液を取り、之を一「リツテル」即ち一千瓦の温湯中に溶解すべし。

助産婦は可成妊婦に分娩前、一箇の「イルリガートル」及び一箇の灌腸用嘴管ご前記の如き石炭酸溶液等を備へ置かしむべし。又助産婦は屢々産婦に招かるゝものなれば、常に前に述べたる石炭酸溶液を入れたる瓶ご、石炭酸ワゼリンご、其他數箇の硝子製嘴管を用意し、豫め産婦に購はしめ置くを可とす。

第一百十二項 産床に臨みて詳知すべき要件

助産婦の産婦に招かれたる際には、先づ次の件々を知るべし、即ち果して分娩の始まりしや否や、若し分娩期なれば其期は幾程進みたるやを知り、次に外診に由りて陣痛(第九十二項)を見よの有无、及び陣痛の屢々反覆して來るや否やを知り、更に第七十五項に述べたる一定の順序に従ひ、綿密に外診を行ひ、次の件々を知るべし、即ち胎兒の體位、胎兒先進部の體向、胎兒の生死、胎兒の大小、産道の状態、産婦の體格、及び其強弱等なり、其他尚ほ次の件々に付て尋問するここを忘るべからず、即ち妊娠の月數已に滿て居るや否や、妊娠時健康にして正しき経過を取りしや否や、妊娠中疾病、其外變状ありしや否や、若し分娩せしことあれば以前分娩時の状態

は如何なりしや、胎兒の運動は尙常に感ずるや否や等なり。

第一百十三項

注意

産床に臨みて内診を行ふの  
以上の諸件を詳知せば、助産婦は自己及産婦を第十七項に述べたる規則に従ひ、嚴重に清潔法を行ひたる末、内診するを得べし、然れども内診は固より妄りに行ふべからざるものにして、只外診のみによりて明らかならざる際、殊に産道の状態を十分知得ること能はざる時のみに限り内診すべし。  
凡て内診は可成稀に行ひ、尙ほ常に害を醸すべきことを避くべし、而して内診は可成たけ速に行ひ、之際注

意して第七十七項の乙に述べたる件々を探知すべし。

第一百十四項 分娩に必要な準備

助産婦は分娩毎に器械及び藥品類の他尚ほ清潔なる木綿布或は縹帶用綿花を備ふべし。又可成三個の金盥を用意し、其内一個は温湯を入れて手を洗ふに備ひ、他の一個には三布仙即三十倍石炭酸水を入れて洗ひし手を消毒するに供へ、残りの一個には亦石炭酸水を盛り、器械類及び木綿布を浸すに用ゆ。

其他、左の件々に注意すべし。

一、産室は靜かにして狹隘ならざる室を撰び、適宜の温度(列氏十六度)を與へ、新鮮の大氣を交換せしむべし。又種々の強き臭氣を避け、畜類等を近づくべからず、

多人數の出入を禁じ、温順にして悟りよく産婦の意に適ひたる唯一人の婦女を其室内に置いて、諸事を助けしむべし。

二、湯及水は豫め必要に應ずべきの量を準備せしむべし。之れ検査の際に手膊を洗滌する爲めに用ゐ、又湯婆に用ゐる灌腸劑を製し、或は飲料を製するに用ゐ、又初生兒を浴せしむる際等に供するにあり。

三、石鹼及び清潔なる數多の手拭を備ふべし、又カテール、腔洗滌用嘴管、分娩の際に産婦を清潔にする爲めに用ふる布片等は、分娩中必ず三布仙即ち三十倍石炭酸水中へ浸し置くべし、助産婦は總て機械を用ひし後、毎回必ず之を清潔になすことを怠るべからず、殊

に病に罹れる褥婦に用ひし、硝子製或は金屬製の嘴管  
又は「カテーテル」の如きものは、必ず三布仙即ち三十倍  
石炭酸水中に投じて十分時間煮沸すべし、但し護謨製  
のものは五布仙即ち二十倍石炭酸水中に少くも半時  
間浸し置くべし。

四、褥婦及初生兒に着せしむべき襯衣は平常用ふ  
るだけを備へ、且之を適宜に暖め置くべし。

五、一箇の盥盆、並びに後産を納るべき器を準備す  
べし。

六、若し産婦の膀胱に尿の溜りたる時は「カテーテ  
ル」を用ひて排尿せしむべし、又産婦には緩和なる灌腸  
を施し直腸内の大便を排泄せしむべし、是清潔の目的

に適ひたるのみならず、若し糞便又は風氣の直腸内に  
存するときは、子宮の收縮力を弱めて分娩を障ぐるが  
故なり、又通利の際には必ず便器を以て受容し、決して便  
所に上らしむべからず、若し子宮口十分に開き、己に深  
く兒頭下降せば、挿込便器を臀下に挿入すべし、然る時  
は母兒共に安全なるを得べし、大便通利の後には必ず外  
陰部に再び清潔法を行ひ、内診の際指に由て大便を、陰  
内に導かざる様注意せざるべからず。  
産婦又は褥婦の身體を洗拭するには、清潔なる木綿  
布を用ひ、決して海綿を用ふべからず、脱脂綿は之の目  
的に最も佳良なるものなり、又初生兒を浴湯中にて洗  
滌するにも、亦木綿布或は脱脂綿を用ひ、海綿を用ふべ



からず。助産婦は、分娩或は産褥時に於て、褥婦又は小兒に用ひて不潔となりたるもの、例令は敷布、汚布、襦衣或は小兒の衣服、襦褌等を自ら處置し、或は洗濯することを禁ず。總て助産婦は常に可及的不潔物に觸れざる様注意するここを忘るべからず。

第一百十五項 産床及産褥床

助産婦は善く産床を構造すべし。産床は産婦の安全を保つに必要なるものにして、之を造るには通常の蒲團を用ゆるを宜しとす。其蒲團の上は盡く油紙或は護謨布を以て被ひ、更に又其上に敷布を敷き、其四方を縫綴すべし。而して尙其臀部には分娩時に散流する液體

を收容すべき具を敷くべし。即ち凡そ一迷四方を有する軟かにして清潔なる木綿布を數枚重ねたるもの、又は綿を容れたる小さき蒲團を用ゐ、其上にも亦小さき油紙或は護謨布を敷くべし。又頭部には枕子を用ふ。

産婦の位置は仰臥或は側臥に於て分娩せしむるが故に、其位置に従ひて各種特別の裝置を行ふべし。仰臥の位置に於ける産婦の娩出期には、硬き枕子を用ゐて上體を高くし、以て半臥半座の位置となし、其足部には長き枕子を固結し、産婦をして之を踏みて努噴し易からしむ。此際寢臺なる時は、其床縁を踏ましめ、又は床縁に枕子を固結すべし。雖も、座敷なるときは、柱等を利用すべし。又此と同時に産婦をして或物を把握せし

めて陣痛を堪へ易からしむ、既にして兒頭が陰門を撥  
露せんとする時は、産婦の尾骶部の下に枕子を挿入し  
て會陰部を自由に露出せしむ、又産婦を被ふには通常  
の上衣又は軽き夜具を用ふ、其他産床は四方に餘地あ  
るを要す。

側臥に於て分娩せしむるは、殊に初産婦或は骨盤廣  
きもの、胎兒小きもの、陣痛の劇しきもの等にして、分娩  
容易にして且速かなるものに適當せるものなり、され  
ど尙ほ側臥位置は何れの産婦に用ひても適當なるも  
のなり、此位置にありて産婦の頭は適宜に高くし、足を  
伸して成るべく眞直に臥さしむべし。

産褥床は分娩前に於て別に作り、産床より幾分か離

れ、但し此距離は助産婦が看護婦と共に産婦を助けて  
床を移すに差支なき丈の間を隔て、産及産褥兩床の  
頭の方を反對の向きに置き、褥婦を廻轉して移すに便  
ならしむ、但し此際産婦を起立又は歩行せしむるが如  
きは堅く禁ず、又産床を以て直ちに産褥床に用ふるも  
可なり、此際濕潤せる敷布其他不用なる枕子の類は分  
娩後漸々に盡く取除き、豫め温め置きたる新鮮の敷布  
と交換し、且つ適宜に温めたる上衣或は夜具にて褥婦  
を被ふべし、又産床を産褥床に用ゆるの場合にも産婦  
を動搖せしめざることを必要なり、之れ産婦を動搖すれ  
ば屢々出血或は卒倒等を來すことあるを以てなり。

髪は豫じめ梳りて結束し置き、其紛亂することを避く  
べし。

飲料は寒冷に過ぎざる新鮮の清水を良とす、若し悪  
寒等の心地あり或は暖かなる飲料を望む時は、温き牛  
乳或は薄き茶等を與ふべし、酒類、濃き茶、或は咖啡等の  
如き身體を温暖ならしむる飲料は禁すべし。

食物を欲する時は脂肪少き肉羹汁、牛乳、温飩、素麵の  
如き麵類、鶏卵、麵麩等を與へ、肉類、野菜、其他總て消化し  
難き硬き食物は禁すべし。

第一百十六項

開口期に於て施すべき處置  
開口期の初には、尚ほ産婦が室内に歩行するも、座す  
るも、臥するも、其意に任して可なり、雖ごも、若し胎兒

位置の異常なるか、下垂症あるか、出血等の症ある時は  
必ず平臥せしむべし。

陣痛漸く強くなりて最早分娩に近づきたる時、即ち  
宮口の直徑凡そ三乃至四仙迷即ち我が一寸乃至一寸

三分位に開きたるときは、全く産床に就かしむべし、若  
し此際尚ほ歩行或は正坐の位置をなせば、早く卵膜破  
れて臍帶或は上肢の脱出を來す、ここあるが故、決して  
斯の如き位置を取らしむることなく、通常仰臥又は側  
臥せしむるを便なりとす。

開口期に於て、外診に由り母兒共に異常なく、分娩を  
終るべき見込あるの間は、決して内診を行ふべからず。  
分娩の初に於て、唯單に陣痛を起し、正しく其疼痛發

作の持續する場合には、輕卒に内診すべからず。助産婦の無益なる内診は嚴しく戒むべきことなり。又開口期に於て助産婦が故らに指を以て子宮口を擴張し、或は子宮口の前唇を上方へ壓上し、或は早く卵膜を破るが如きは甚だ宜しからざるることなり、卵膜は成るべきだけ破れぬ様に注意せざるべからず、而して實際内診の必要なる場合には必ず陣痛間歇時に行ふべし、現今尙ほ時として助産婦分娩を速ならしめんことを計りて、産婦又は其付添の者に諭し、屢々内診を行ひ、指にて子宮口を擴げ、或は油を塗り、又陣痛を促し、且陣痛を強盛ならしめんが爲め早時に胎胞を破るものあり、是等は最も注意すべきことなり。

前に記載せるが如き所置は、不良なる習慣なるのみならず、亦之が爲め必ず危険を來すべきものなり、即ち是に因りて産婦重き病に罹り、終に死に至ることあるときは、助産婦は重き罪に處せらるべし。開口期に於ては産婦に陣痛を劇しく起さしむること勿れ、是れ此際劇しく陣痛を起さしむるときは、未だ子宮口の充分開大せざる子宮の下部を其儘小骨盤内に壓下し、是が爲め子宮壁は兒頭と小骨盤の骨壁との間に夾まれ、終には子宮口縁に焮衝、或は腫脹を來すことあればなり、助産婦は開口期に於て産婦に向ひ分娩の終るべき時期等を言ひ聞すべからず、之れ此期には未だ分娩の終期は豫め定め難きものなれば、若し分娩

の早く終るべきを證したるに、分娩は却て緩慢なる時は、唯に産婦をして落膽せしむるのみならず、助産婦の信用をも失ふべければ注意すべし。

第一百十七項 破水時の注意

卵膜の破れて羊水を漏すときは、助産婦は直に内診を行ひて胎兒の上肢又は臍帶の頭部の傍らに脱垂し居らざるや否やを検すべし、若し其脱垂を認めなば猶豫なく産科醫を招かざるべからず、又外診にて胎兒先進部の頭蓋位なるや、骨盤端位なるや、明ならざりし際には、尙ほ注意して胎兒の先進部を觸れて其位置を確實に定むべし、又流出する羊水の量及び其性質をもよく検査すべし、此期より後は助産婦は特に屢々胎兒の心

音に注意するを要す。

第一百十八項

産出期に於ける産婦の努噴

子宮口十分開大して兒頭深く進み、産出期陣痛起り、其産婦強壯健康ならば、助産婦は陣痛を起さしむることを促すべし、而して仰臥に於ける分娩には、枕子を置きて産婦の上半身を高舉し、其膝は少々屈曲せしめ、褥床の下縁にて足を固定せしめ、手には固く結びたる紐を握らしめて、陣痛時には之を牽引して努噴せしむ、此時願は胸に近接し、上肢は肘にて屈曲し、成るべく呼吸を止めて口を閉るを良し、而して陣痛の漸々強くなるに隨て徐々に強く努噴し、陣痛の漸々減するに隨て徐々に之を減すべし、其状恰かも秘結したる大便を努

嘔して排出するが如し、但し努嘔して陣痛を促さしむるは強壯なる産婦のみに限り、若し脱腸下垂症等に罹り、又は體質虚弱、呼吸促進せるが如きものには決して努嘔して之を促さしむるべからず、又假令強壯の産婦に雖も陣痛間歇時には努嘔を禁じて善く身體を休養せしむべし、之に反して此時に努嘔せしむるは徒らに無益の勞力をなさしむるのみならず、之が爲め産婦は却て疲勞せしむるの不利あるものごとす。

第一百十九項

産出期に於ける注意

産出期に於て助産婦は前に述べし四式の方法に従て屢々外検査法を施し、骨盤内に進入せる兒頭の下行に注意し、又屢々胎兒の心音を聽き、陰裂及ひ會陰の突

出し來るや否やに注意すべし、然れども無用の内診は決して之を行ふべからず。

今若し胎兒の先進部骨盤出口まで進み、既に會陰膨出し來らば、之れより助産婦は産婦の傍をば瞬間も離るべからず。

産婦此際便意を催すも、最早決して産床より起たしむべからず、若し甚しく上圍を望む時は、助産婦は能々其不可なることを諭して之を止め、且つ産婦を側臥せしめて陣痛時に其薦骨部を壓すれば、大に堪へ易きものごとす。

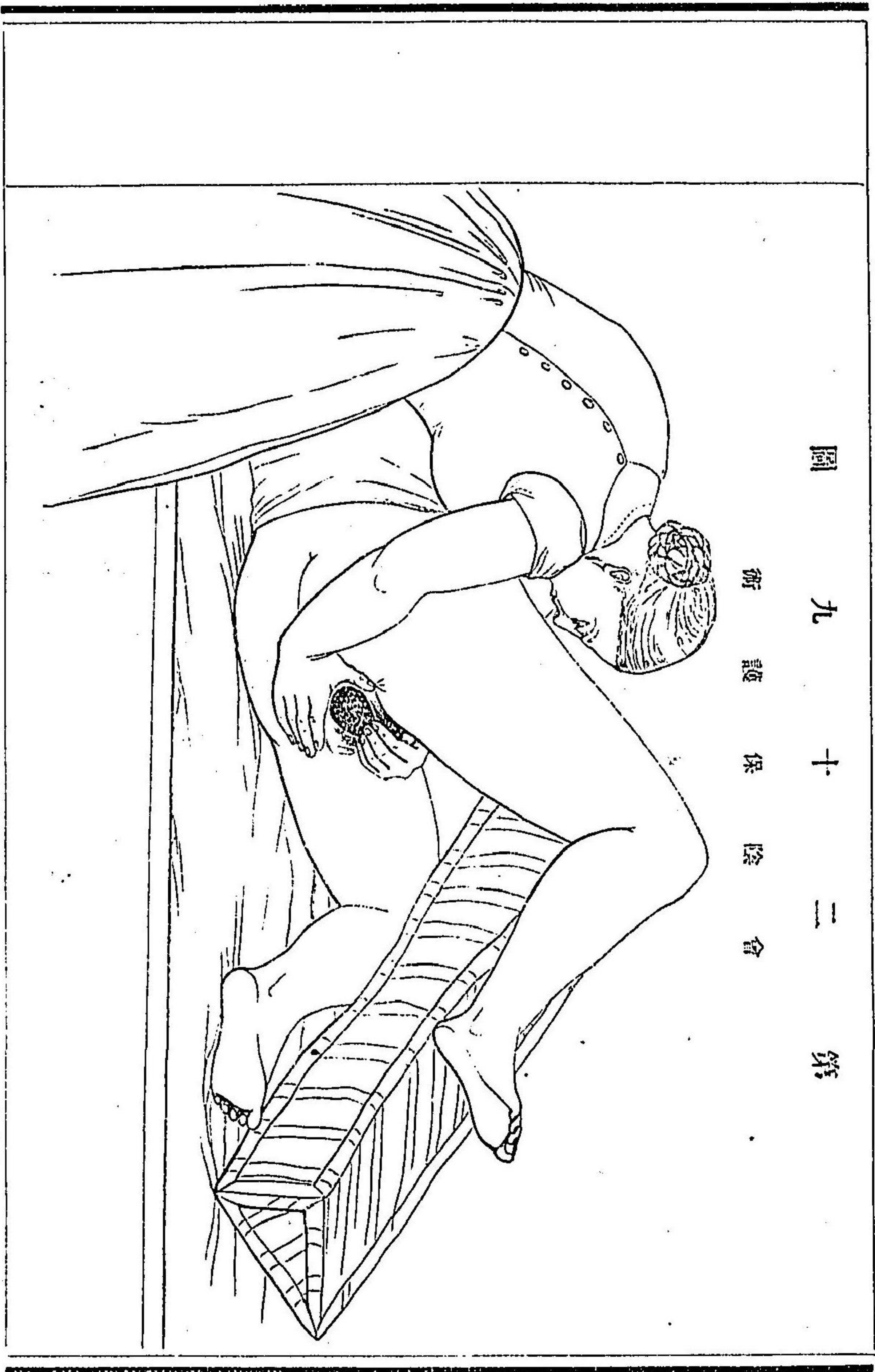
第一百二十項

會陰保護術

會陰保護術とは、助産婦が兩手を以て仰臥位或は側

臥位に於て會陰の破裂するを防ぐの術にして、此法は初め餘り早期より施すべからず、即兒頭か撥露する迄は之を施さざるを可とす、陣痛間歇時に於ても依然兒頭が陰門の間に露出するに至れる時始めて之を施すべきものごとす。

仰臥位にある産婦の會陰保護術は次の如く行ふべし、即ち先薦骨部の下へ枕子を挿入し、助産婦の手掌を半球形に膨隆したる會陰の上に當て、其腕骨部を陰唇繫帯の所へ置き、指は肛門を越えて後方へ向け置くべし、然る時は之によりて最も破裂し易き陰唇繫帯の部を能く視得べし、斯く置きたる手掌を以て、陣痛發作時に兒頭を後下方より前上方へ向ひて轉滑せしめ、殊に



第九十一圖 會陰保護術

兒頭の將に撥露せんとする時尤も強く押し送るべし、之と同時に他手の四指を以て兒頭を壓抵して是を助くべし、此の如くして成たけ兒頭を徐々に通過せしむれば、愈々會陰の安全なるを得べし、且つ之を共に産婦の努噴を禁じ、努噴を助くべき帯を解除し、産婦の上半身を低くし、口を開きて陣痛を弱からしめ、其の下肢を伸ばして膝と膝とを可成密接せしむべし。

側臥位にある産婦の會陰保護術は次の如く行ふべし、(第二十九圖を見よ)即ち産婦を左側に臥さしめて、其尾骶部を産床の右縁に接せしめ、兩脚は稍屈曲せしめて、兩膝を離解し、兩上腿の間に枕子を挿み、助産婦は産床の右側にありて、産婦の後より右側の手掌を會陰に

貼て、拇指を右側陰唇上に、他の四指を左側陰唇上に置くべし、之に因りて陰唇繫帯は拇指と示指との間にあり、皮膚の縁に沿ひて顯はるゝなり、已に斯くして陣痛起り來れば、壓抵せる手掌に力を加えて後方より前方に向け強く壓抵すべし、殊に兒頭を恰も後頭が耻骨弓下に來るべき方向に壓すべし、之と共に助産婦の左手は前方より兩上腿の間に進めて、其四指を以て娩出する兒頭を靜に壓迫して、急速に娩出するを防ぐなり。

會陰を保護するの間は、三布仙即ち三十倍石炭酸水に浸したる綿花或は綿布にて、屢々會陰部を拭ふべし、之會陰保護術の他、尚ほ會陰術と稱ふるものあり、即ち強く突進せる兒頭の會陰に突出せる際、肛門と尾骶



骨との間に於て、薄き軟部を隔て、胎兒の前額或は頤を觸知すること屢之あり、之際には左手を以て兒頭を保持して其速に娩出するを防ぎ、右手を以て後會陰(即ち尾閭骨と肛門との間)を壓抵し、顔面を徐々に壓出して陰門を滑脱せしむるの法なり。

後會陰術は、殊に胎兒の心音緩徐となり、或は胎尿の漏出して胎兒に危険の徴ある時施して最適當なる術なり。

第二百一十一項

胎兒軀幹の娩出

兒頭已に娩出を終りたる時は、側臥位にありし産婦を仰臥位に轉じ、助産婦は胎兒の項部を探りて臍帶の纏絡し居るや否やを検し、若し纏絡せることを認めれば

之を解除すべし、此時胎兒の口及鼻に注意し、茲に附着せる粘液を拭除して清潔とし、以て肩胛部を娩出せしむべき。次回の陣痛を待つべし、但し爾後二三分時を過ぎて尙ほ陣痛の來らざる時は、助産婦は仰臥位に於て子宮底を環狀に摩擦して、徐々に之を壓迫し、以て子宮を刺戟し、同時に産婦をして努噴せしむべし、之に據りて若し効なき時は、助産婦は手にて兒頭を持ち、之を會陰の方に壓すべし、然る時は耻骨の後に止りたる肩胛娩出すべし、次で兒頭を前方に牽擧すれば、會陰の方に存する第二の肩胛は自から娩出するものなり、此時助産婦は他手を以て會陰を支へ、以て其破裂を防ぎ、或は己に生じたる破裂の更に擴大すべきことを防ぐべし、

又兒頭或は兒の軀幹を牽引し、或は捻轉して娩出せしむるが如きは甚だ危険なる處置なれば必ず之を禁ずべし、肩胛部已に娩出すれば、其余の軀幹は自から容易く娩出すべきものなり、既に娩出したる初生兒は産婦の両脚間に置き、臍帶は壓迫又は牽引等を受けざる様注意し、顔面は上方へ向け、外物の其上を被はざる様に注意すべし。

第二百二十二項 臍帶の處置

初生兒は温めたる布を以て全身を包み、只顔面のみを露出せしむ、之に依りて初生兒は己れの手にて自己の眼を不潔になすことを防ぐべし、而して二三分間其儘靜に置き、助産婦は手を産婦の下腹に貼て、子宮の

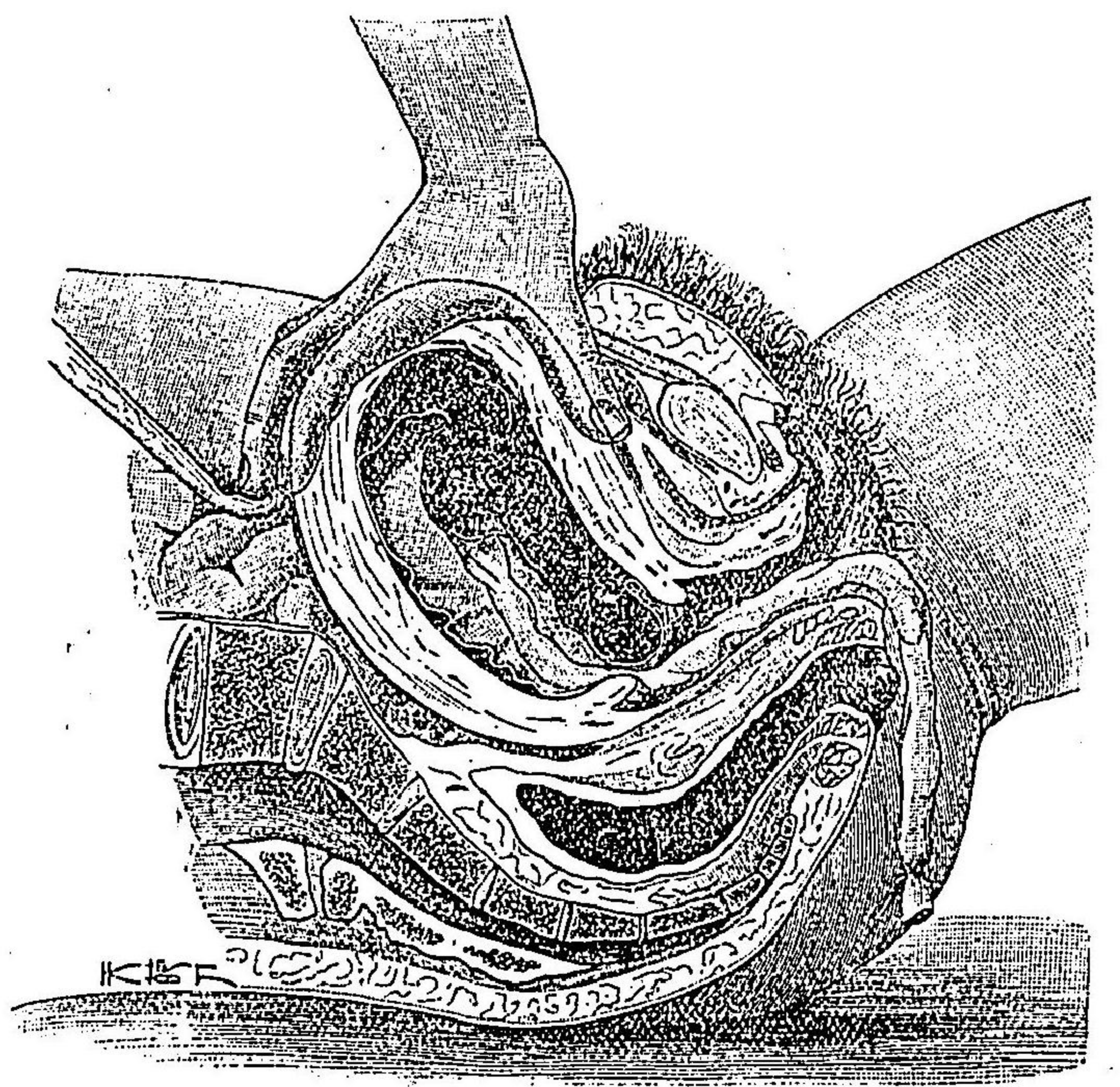
収縮して小さく成れるや否や及び子宮内に尙胎兒の存在せるや否やをも檢すべし、既に其正しき状態を取れることを認めたる後は、再び初生兒に注意し、殊に呼吸の状態を見て、少しも異常なく高聲に泣き、已にして臍帶の脈搏全く止まる時は臍帶を切斷すべし、即ち麻或は細き紐の長さ三、四十仙迷即ち我一尺乃至一尺二三寸あるものを取り、初生兒の腹壁より二指横徑隔りたる所に於て、臍帶を纏繞して二重の結節を作り、以て固く結紮す、但し此際結紮糸の短きに過る時は手に良く巻き付けて結締すること能はず、從て臍帶出血を來すの恐あり、又更に此結紮部より母体側へ二指横徑隔りたる所に於て、前と同一なる結紮を施し、然る後此兩結

紫部の間を臍帶剪刀にて切斷すへし、但し此切斷時には剪刀を他手にて覆ひ、初生兒に傷附けぬ様注意すべし、臍帶を二個所に於て結紮すべき理由は、胎盤内へ血液を残留せしめ、是に由て胎盤緊張して剝離し易からしめ、又若し双胎なる時は、尙子宮内に存する第二の胎兒の血液を失ふを防ぐべきか爲なり、臍帶の切斷後は初生兒を温めたる布に包み、暫時時間手馴れたる人に渡すべし。

第二百二十三項 後産の處置

以上の處置終らば、助産婦は後産の娩出に注意すべし、之を娩出するには次に述ぶるクレード氏の法に従ふべし、後産は胎兒娩出後、通常半時間を過て全く分離

第三十圖



法氏テ-レク

するものにして、其際子宮より多量の出血を來し、子宮は著じるしく縮小し、硬き小兒頭大の球状物となり、臍

耻骨の間に觸るゝものなり、此際に於ける出血の量は時として危険なる大量に達することあり、其血液は外方に流出し、或は子宮内に流出して此に瀦溜す、外方に流出する時は、容易く其多量なる血液の流出するを認めべく、又た内部へ出るごきは子宮は膨大して柔軟となりて高く上昇すべし、故に助産婦は始終出血に注意し、絶へず手を子宮部へ貼て、徐々に子宮全體を摩擦して其強き收縮を促すべし、今出血の甚しからざることを確認せば、大凡一時間を経て後産を壓出すべし、即ち拇指を前方に向け、他の四指を後方に向けたる全手を以て、陣痛時に於て第三十圖の如く腹壁上より子宮の全體を握り、薦骨の凹面に向ひて壓すべし、此の如く

陣痛毎に壓すること數回に及べば、胎盤は腔口に露出し、或は全く外部に排出するものなり、熟練せる助産婦は多くは容易に之を排出せしむるを得べし、若し多量なる外或は内出血ある時は速に強き陣痛を起さしめ、可成的早く後産を娩出すること、これを催すべし、既に胎盤の陰裂間に現はれし時は、助産婦は三布仙即三十倍の石炭酸水にて手を消毒し、兩手にて胎盤を握み、徐々に牽き出し、卵膜の断裂せざる様注意して除去すべし、既に娩出したる胎盤は、凝血と共に、導婦の股間より取り除きて、銅盤の如き受容器に納るべし。

臍帯を牽引し、或は尙高所に存する胎盤をば、手を挿入して、掴み出さんとするが如きことは、決

してなすべからず之れ甚だ危険の處置なればなり。

第二百二十四項 分娩後産婦の處置

後産の娩出を終れば子宮は甚しく収縮して小くなり、耻骨の上に於て硬き拳大の球状物となりて觸知するを得べし、此際子宮より随分多量なる出血を來すも之が爲め決して恐怖するが如きことなかれ、子宮は善く収縮するに拘らず、尙出血の夥しき時は、助産婦は臍或は子宮頸部に損傷の存すべきことを考へ、直に醫師に托すべし、然る后助産婦は更に後産に注意すべく、即後産全く娩出し、尙ほ其一部の子宮内に殘留することなきや否やを検し、同時に胎盤の大小、性質、卵膜の状態

臍帶の長さ、其性質及ひ附着部の状態等を検すべし、若し産科醫の來診すべき際には醫の來るまで後産を保存し置くべし、後産の娩出したる後は、助産婦は三布仙即ち三十倍石炭酸水に浸したる柔軟なる綿布或は脱脂綿を以て、産婦の陰部を和に洗ひ、清潔になすべし、然れども分娩后陰部は甚だしき疼痛を感ずるものなるが故に、只單に拭除するのみを良とす、次で善く陰部損傷の有無を検すべし、之を検するには産婦を仰臥せしめ、兩脚の膝を強く腹部に屈曲し、之を産婦自己或は他人に保持せしむべし、側臥位に於て陰部を検査せんこと欲せば、助産婦は産婦の衣服を高く上方へ排却すべし、茲に於て、産婦の下にある濕潤したる敷布或は不用

となれる枕子等を除去し乾燥温暖なる新しき敷布と  
 交換すべし且時々温暖なる上被を以て覆ふべし産婦  
 の飲料を望む時は弱き茶或は肉羹汁等を與ふべし斯  
 の如く産婦に充分なる處置を施したる後助産婦は再  
 び子宮收縮の正しきこと及び子宮内に血液の溜溜す  
 ることなく且外部にも流出することなきを確認し是  
 に於て始めて初生兒の全身浴を施し次で衣服を着け  
 しむべし。

右の處置終れば産婦の兩脚を伸展し靜かに仰臥せ  
 しむべし而して分娩後直ちに産婦の衣服を交換する  
 は身體を動搖せしむるの恐れあれば動もすれば全く  
 害なしといふを得ず故に衣服の交換は尤も注意して

巧みに之を行ふべし又湿润せる襯衣の交換し難き時  
 は一時温暖となしたる布片を背胸肩等の襯衣と皮膚  
 との間に入し又温暖となしたる布片數枚を重ね之  
 を以て腹上を被ふべし之れ腹を温暖に保ち濕氣を除  
 くのみならず空虚の感覺を去り弛緩したる下腹を固  
 定するの要をなす又た腹帯は弛緩せる腹壁に尤も適  
 當せるものなり簡易なる腹帯は長さ凡そ一迷餘り即  
 ち我か三尺五寸を有する木綿布を取り其兩端を五條  
 に裂き之を薦骨部の下へ敷き腹壁には綿或は數層の  
 綿紗を置き其上に於て腹帯の裂端を左右より相互に  
 結節すべし又手拭を用ひて腹帯に供し其兩端は安全  
 針を以て留るも可なり。

爾後尙産褥婦の安靜ならんことに注意すべく、即ち知人の訪問に應じ、若くは凡て精神に感動を與ふるが如きことは成べく避けしむべし。助産婦は分娩後少くも二時間、産褥婦の側にありて、時々軽く下腹部を觸診し、子宮の收縮正しきや否やを檢し、又陰部出血の有無に注意すべし。産褥婦若し睡りを催す時は、決して之を妨ぐるることなく、靜かに眠りに就かしむべく、睡眠中は注意周到なる看護人をして傍に居らしめ、大出血の有無を注意せしむべし。既に分娩後數時間を経、子宮は益々收縮して耻骨縫實際上に於て硬き小球状物となり、全身状態佳良にして、全身に發汗を認むる時は、既に危険の出血若くは其他の憂ふべき惡症等の來らざるもの

ご見なすべし。其他助産婦は臍帶出血の有無にも注意すべし。若し産婦の大出血其他危険の徴候或は常に異りたる事を認めなば、直ちに産科醫を招きて其處置を乞ふべし。

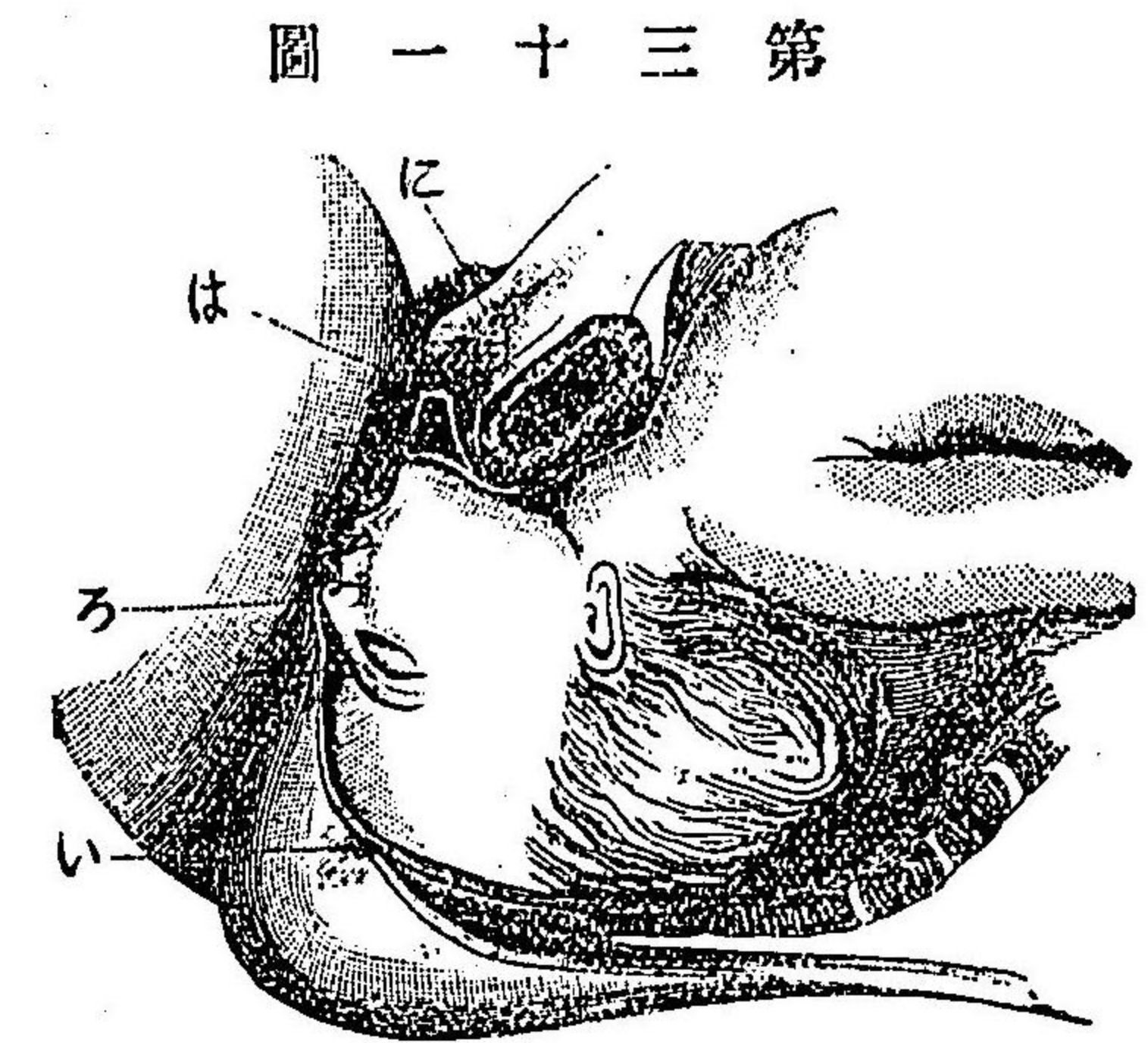
## 二、顔面位

### 第二百二十五項

### 顔面位

顔面位は兒頭の強く後方へ仰向く爲め生ずるものにして、殊に骨盤の狭小なるものに發し易く、又稀に膀胱の充満或は兒頭の異常等に因りて發することあり。通常顔面位も頭蓋位に均しく能く分娩を遂ぐるを得べし。雖も分娩機の遅延する爲め、胎兒の死亡すること頭蓋位よりも多き者とす。之顔面位に於ては胎兒

の頤部は胸部より強く離れ、頸部は緊張するが故、頸部の血管緊張せられ



第三十三圖

顔面に於ける  
頭蓋の娩出  
い、肛門  
ろ、會陰  
は、尿道  
に、耻骨軟骨  
接合

て、壓迫を受け易く、頭部より還流する血液、これが爲めに妨遏げられて、脳内に溜溜し、終に假死或は眞死に陥るものあり。

甲、顔面位の第一體向

第二百二十六項

顔面位第一體向の分娩経過及其徴候

顔面位の第一體向に於ける分娩の初期には、通常胎兒顔面の鼻部最低く降りて、骨盤入口の中央部に位置し、前頭縫合は左方に鼻孔、口、頤は右方に、右眼は前方に、左眼は後方に現はれ、顔面の長徑は骨盤入口の横徑線と一致せり。次に分娩の進むに従ひ、頤部は右方より漸々前下方に廻轉し、既に陰門を通過する時に至りては、耻骨弓の下を通過して、耻骨縫合際前面を上方に娩出し、之と同時に前頭及頭蓋は會陰上を通過し、(第三十一圖を見よ) 兒頭已に娩出すれば、顔面は直ちに前右方に向ふ。又前方に向ひたる胎兒の右肩胛は耻骨弓下に來り、左肩胛は會陰上を通過して娩出すべし。若し顔面位にて分娩の遅延する時には、顔面は青色をなして浮腫し、醜



き容貌を呈すへし。

顔面位の第一體向に於ける徴候次の如し。

一、胎兒の背部は左方に向ひ、足部は右方へ強く壓迫せられ、頭部は下方に於て稍々左方であり、外検査法の第三式若くは第四式により、時こして後頭を外部より左方に於て突出し且其側に凹溝あるものこして觸知すべきことあり。

二、胎兒の心音は母體の臍下の右側に於て尤も明かに聽ゆ。

三、分娩の初期には、左方に於て前頭を觸知すれども、後には後上方に於て觸知すべく、頤部は始め右方に觸れ、後には前下方に觸るべし。

四、兒頭娩出すれば、顔面は前右方に向ふ。

五、産瘤は、主に右頰部及び口唇の右半側に生ずべし。

### 乙、顔面位の第二體向

#### 第二百二十七項

顔面位第二體向の分娩經過及其徴候

顔面位の第二體向に於ける分娩の初期には、前頭は右方、頤部は左方にあり。分娩の漸次進みて漸く下降するに從ひ、頤部は前下方に廻轉して遂に耻骨弓下に來りて露出し、同時に前頭及頭蓋は會陰上に來りて此を通過す、兒頭已に娩出すれば、顔面は前左方に向ふ。次に前方に向ひたる左肩は、右肩より先に耻骨弓下を通じて

り、續て右肩は會陰上を通過して娩出す。

顔面位の第二體向に於ける徵候次の如し。

一、胎兒の背部は右方に向ひ、足部は左上方、頭部は下方に於て、稍々右方にあり、外検査法の第三式若くは第四式により、時として後頭の右側に於て突出し、且つ項部に凹溝あるを觸知することを得べし。

二、胎兒の心音は、母體臍下の左側に於て尤も明かに聽ゆ。

三、分娩の初期には、右方に於て前頭を觸るれども、後には後上方に於て觸知すべく、頤部は初め左方に觸るれども、後には前下方に於て觸知すべし。

四、兒頭娩出すれば、顔面は前左方に向ふ。

五、産瘤は、主に左頰部及び口唇の左半側に生ずべし。

第二百二十八項 前頭位及其分娩經過

顔面位の第一體向第二體向共に往々分娩の最初に於て、前額及び大顙門の甚しく前方に向ふことはあり、之を顔面位の不良體向又は前額位といふ。然れども、此位置に於ても分娩機の進むに従ひ、通常頤部は最短産道即ち前下方に向ひ、終りには耻骨弓下に來る、之が故に兒頭の骨盤腔を通過する状態は、全く前項に述べたるものと相一致せり。故に斯かる不良なる體向も、陣痛の爲に遂に良好なる體向に變ずるに至るべし。又極めて稀れに前方に向ひたる前頭低く下り、頤部をして

前下方に撥露せしむる能はざるほど著しく下降することあり然る時は分娩は極めて困難に陥るものこそす然れども甚だ稀には自然に分娩することあり概するに之位置は母兒共に最危険なるものなり。

顔面位分娩に於ける助産婦の處置

第二百二十九項 顔面位分娩の注意

顔面位の分娩に於ては助産婦は顔面を被包せる胎胞を成べく久しく保存することを勉むべし若し胎胞の已に破れたる後ならば内診は深く注意して行ひ且成べく屢々内診することをおくべし之れ指端にて胎兒の眼に觸れ又これを損傷するの恐れあるが故なり

第三百十項 顔面位に於て異常の経過を

取れるものゝ注意  
通常なる経過を取れる顔面位及前頭位に於ては分娩は自然に任すべしと雖も分娩の経過に少しにても異常あるときは胎兒は容易に危険に陥るものなれば此際は直ちに産科醫に依頼せざるべからず。

第二、骨盤端位

第三百三十一項 骨盤端位の分娩

骨盤端位の分娩に於ける胎兒は頭位に於けるものに比すれば、尙かに危険なるものなり之胎兒の臍部は先進部の下降と共に早く小骨盤内に深く嵌入して爲めに臍帯を壓迫せられ母體と胎兒との間に流通する血液は其流通を止めらるゝが故なり之位置に於て已

に尾骶部娩出して後、二三分時間の内に胎兒自餘の部の娩出せざるに於ては、胎兒は終に死亡すべし。

一、尾骶位又臀位

第三百三十二項

尾骶位の分娩

尾骶位の分娩に於ける胎兒の生命は、足位の分娩に比すれば佳良なるものなり。之尾骶位に於ては、胎兒兩側の下肢は軀幹に接觸せるが爲め、其周圍は足位に於ける軀幹のみの周圍より大にして、能く産道の軟部を擴張して、肩胛及頭部等の娩出を容易ならしむるが故なり。然れども下肢と共に娩出する尾骶部周圍の大なるが爲め、此部の娩出は通例足位よりも困難にして、時間を要するものなり。殊に初産婦に於ては、分娩時間は

更に延長すべし、されども此の如く困難且長き時間を要するが爲め、自ら之に抗抵すべき陣痛力も強く起り、胎兒の肩胛及頭部も速に娩出するものなり。

甲、尾骶位の第一體向

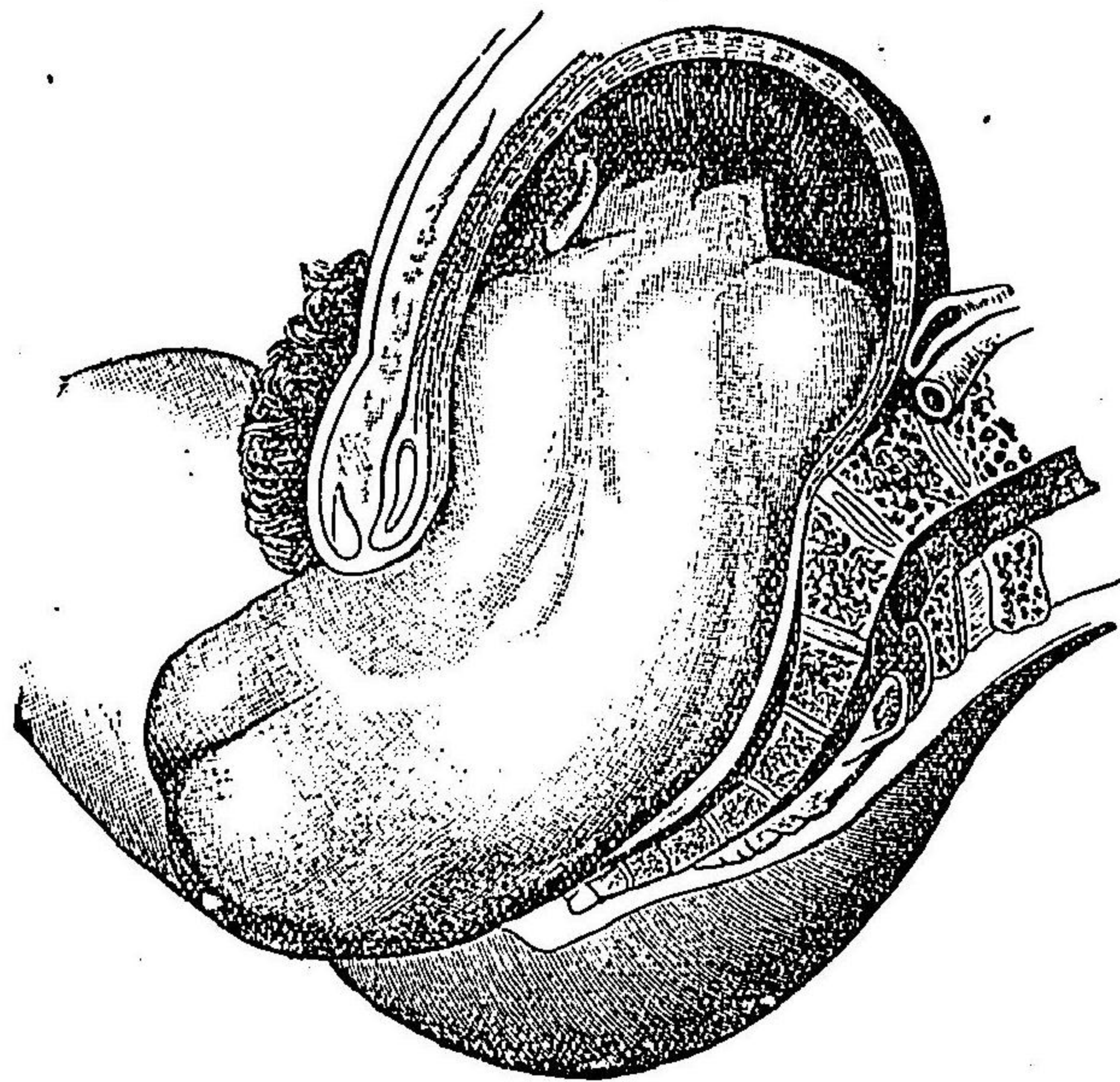
第三百三十三項

尾骶位第一體向の分娩經過及其徵候

尾骶位の第一體向に於ける分娩の初期には、胎兒の背部は前方或は後方にあり、臀部の横徑は骨盤入口の横徑線に一致すること、間々之あり、雖も多くは其左侧臀部は殆んど前方に向ひて最も下降し、内診によりて尾骶骨を前左方に觸る、是を尾骶位の第一體向の第一分類といふ。此の如く斜なる體向の儘骨盤内に入

して骨盤出口に至り、今や陰門を通過せんとする時に

第三十二圖



第一尾尾位に於ける腎部の娩出

は母體の右上腿の内後方に向ふ、此方向のまゝ、

當り、左側腎部耻骨弓の下を通過するや、右側腎部は速かに會陰の上を通過するものなり、(第三十二圖を見よ) 已に腎部娩出すれば、胎兒の腹壁は胎兒の腹壁漸

々、娩出して、左側肩胛耻骨弓下に達すれば、右側肩胛は會陰の上を通過して娩出し、上肢は胸に密接して肘より出つべし、かくて軀幹全く娩出すれば、背部は前方に向ひ、兒頭は直徑線に従ひ、次で後頭は項部耻骨の後に來りて暫時此處に止まり、順部、顔面、頭蓋等順次に會陰の上を通過して全く娩出するものなり。

尾尾位の第一體向に於ける徵候、次の如し。

一、外診上、兒背は母體の左方に、頭部は上下方にあり、尾骶部は下方に位せり、外検査法の第三式及第四式に據りて、尾骶部は下方に於て柔軟に觸知し、頭部は上部に於て硬く明かに觸知するを得べし。

二、聽診上、胎兒の心音は母體の臍上部に於て多く

は左側に偏し、或は中央に於て明かに聽ゆべし。  
 三、内診上、胎兒の肛門は中央にあり、其陰部は右後方に位し、尾骶骨及脊椎は左前方にあり。  
 四、胎兒の心音に變化なくして、胎尿を排泄すべし。  
 五、胎兒の陰部は明かに觸知すべし、然れども時とて甚しく腫脹することあり。

乙、尾骶位の第二體向

第三百三十四項

尾骶位第二體向の分娩經過及其徴候

尾骶位の第二體向に於ける分娩の初期には、胎兒の背部は右前方にありて、右側臀部は前方に向ふ、是を尾骶位の第二體向の第一分類といふ。此の如き斜なる方

向に於て、尾骶部下降し、臀部娩出すれば、通例兒背は右方より前方に廻り、然る後軀幹及び頭部は骨盤入口に入り、骨盤腔を通過し、骨盤出口を出て、娩出すべし、其順序は第一體向に於けるものと同じ。

尾骶位の第二體向に於ける徴候、次の如し。

- 一、外診上、兒背は母體の右方に、頭部は上左方に位し、尾骶部は下方にあり。
  - 二、聽診上、胎兒の心音は母體の臍上部に於て多くは右に偏し、或は中央部に於て明かに聽ゆべし。
  - 三、内診上、胎兒の肛門は中央に、其陰部は左後方に位し、尾骶骨と脊椎は右前方にあり。
- 尾骶位に於ける異常體向

第三百三十五項

稀に尾骶位に於て、次の如き異常の體向を爲すことあり。

一、胎兒の背部、母體の後方に向ふもの、即ち第二分類に於て、肩胛の娩出時に至り、始めて其肩胛前方へ廻り、終に第一又は第二體向の第一分類に於けると同様の状態を取りて分娩す。

二、胎兒の頤部若し胸部に接せずして、却て後頭の項部に近接する時は、其頭部の骨盤入口に入るに方り、先づ後頭より進入し、次で頭部の下降するに従ひ、後頭は漸々後方に廻りて、下顎の下面は遂に耻骨に向ふ、而して頭部の陰門を通過するに至り、下顎は暫時耻骨の後に止りて、後頭は會陰を通過し、次で頤頂娩出し、最後

に顔面は耻骨弓下を通過して娩出すべし。

二、足位

第一百三十六項

足位の分娩經過及び其徴候

足位の分娩に於ける胎兒の生命は、尾骶位の分娩に於けるものよりも不良なるものなり、其理は第三百三十二項に述べたるが如し、殊に全足位の分娩に於けるものは不全足位の分娩に於けるものよりも一層不良なるものなり、之不全足位に於ては、一側の下肢腹部に接觸するが爲め、其周圍は尙ほ廣げれども、全足位に於ては其周圍の狭きが爲め、軟部産道を開大すること少なく、從て兒頭の通過する際に久しき時間を要し、之と共

に未だ肺臓によりて呼吸し能はざる胎児の臍帶を久しく壓するが故胎児の生命は甚だ危険なるものなり。而して足位に於ける産道通過の状態は全く尾骶位に一致す但し足位に於ける體向は臀部が骨盤入口に入りて後に始めて定るものなり若し前方に存する胎児の一侧の下肢の上方に延長せる時は其側方に於ける臀部は必ず後方に向ひ短き道を取りて廻旋するものにして第一體向は第二體向となり第二體向は第一體向となるものなり。

足位に於ける徴候は外診上尾骶位に一致し内診上胎児の一足若くは兩足を尾骶部の下方に於て觸知すべし尙ほ卵膜の破れざる前に於て兒足尙高く位せば

足は運動し易き小部分となりて觸知せらるべし。足位の第一體向に於ては踵は左方に向ひ第二體向に於ては踵は右方に向ふ。

足位に於て臀部の娩出するや否や胎児の軀幹は尾骶位に於けるが如く廻轉す然れども稀には第三百二十五項に述べたる如き異常の體向を取るごあり又極めて稀には一側若くは兩側の膝を尾骶部より下方に脱出することあり。

尾骶位及足位分娩に於る助産婦の處置

第三百三十七項 骨盤端位分娩の處置

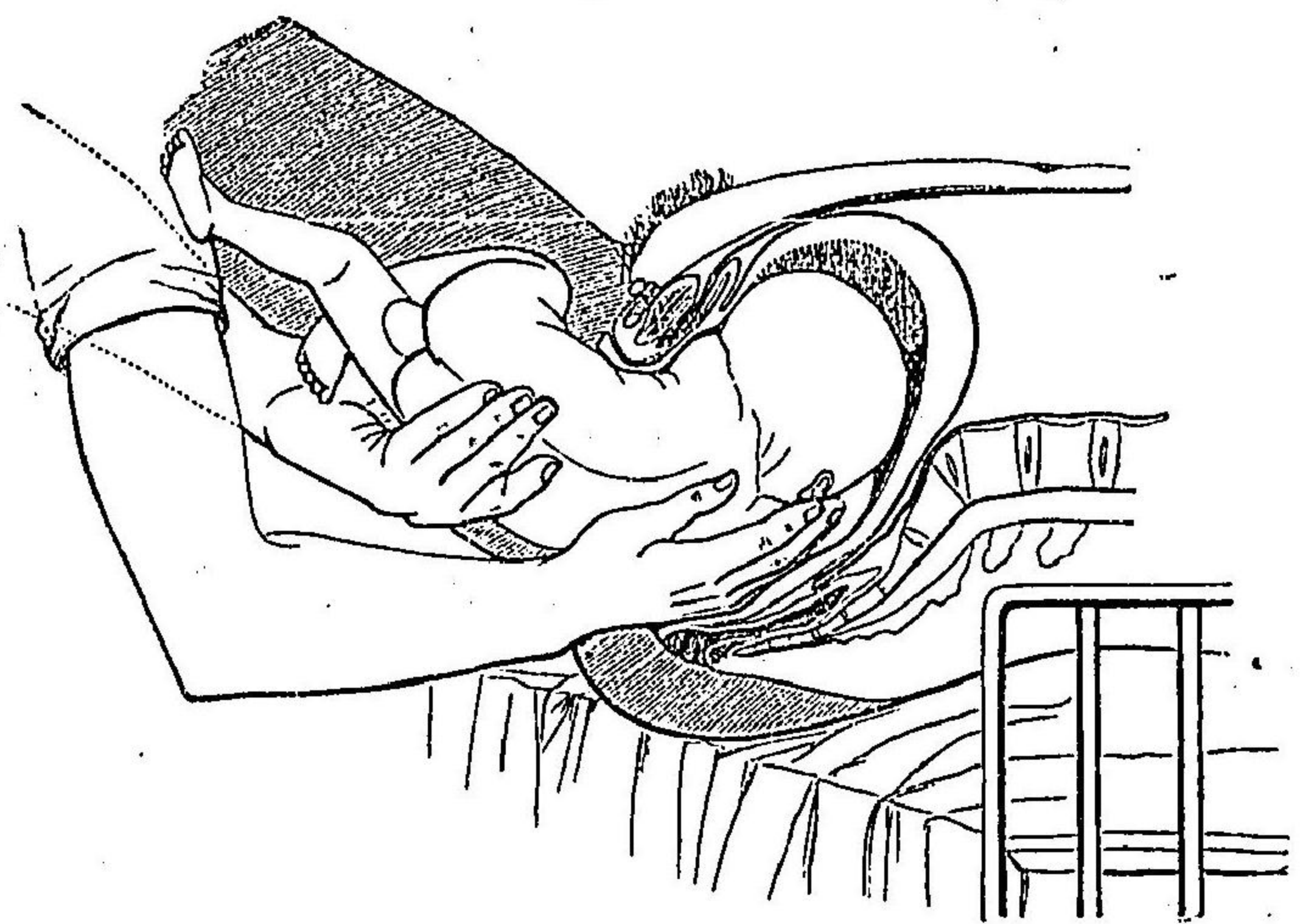
尾骶位膝位或は足位分娩に於ては助産婦は直ちに産科醫を招くべし。此時助産婦は産婦の状



態を略記して、確實なる使者に托し、急ぎ其醫士に致すべし、而して若し胎兒の頭部及上肢の已に骨盤内に入して後、助産婦の始めて心付き救助の必要に迫りたる時に於て、遽かに産科醫を招くも、此時胎兒の生命は數分時を出ずして盡るが故、到底之を救助すること能はざるものなり。

産科醫の來診を請へるの際、助産婦は規定に従ひ、醫士の消毒清潔法を行ふに必用なる準備を整ふべし、醫士の未だ來らざる間は、成るべく分娩を催進せざる様注意すべく、即ち産婦を側臥せしめ、内診を避け、胎胞は尾骶部娩出の迫り來るまで是を保ち、其他陣痛を起さしめざる等必要なり。

第三十三圖

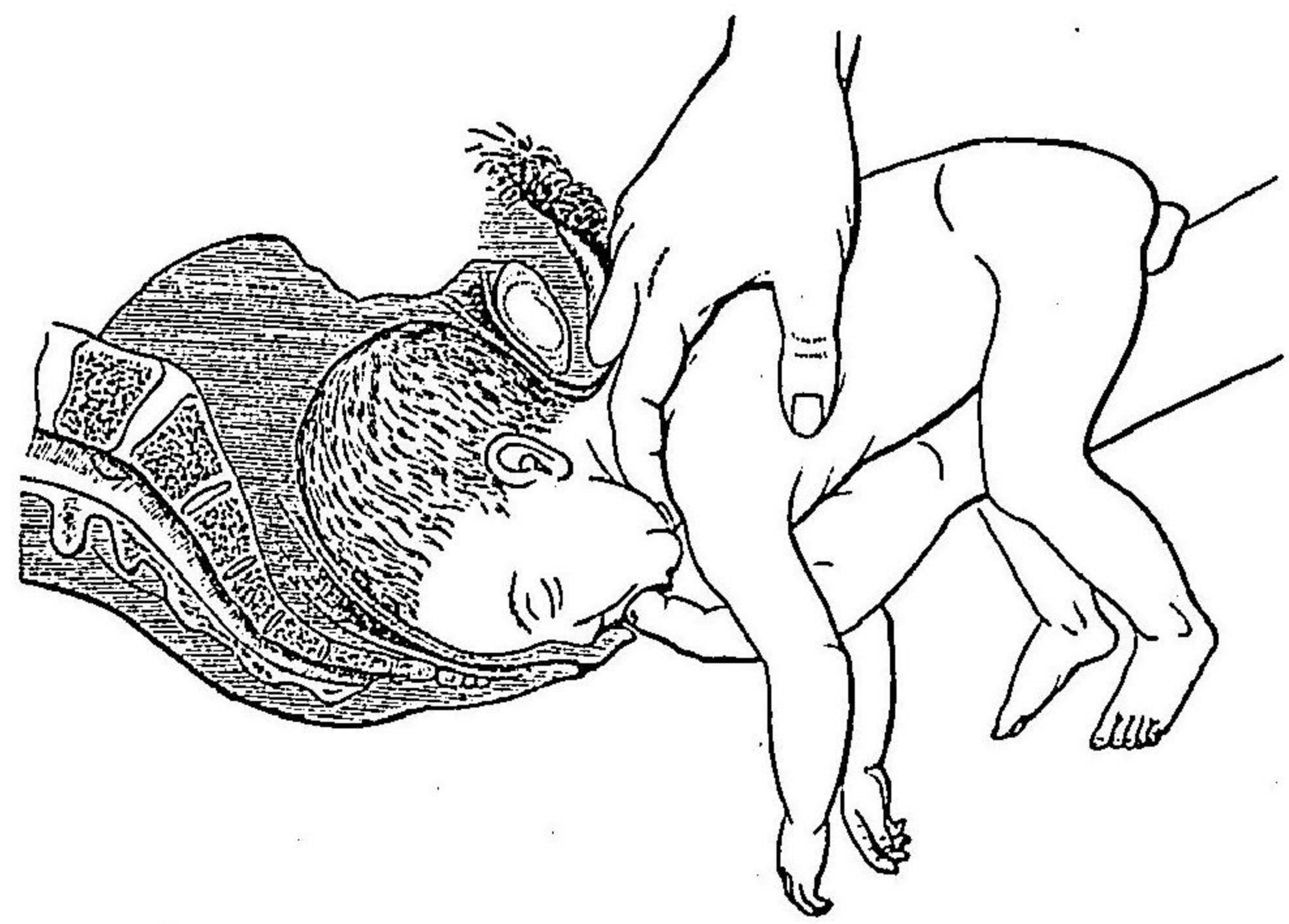


産科醫の來診するや、助産婦は總て醫士の命令に従ひて十分に其が手助けをなすべし、若し未だ産科醫の來らざる中、既に娩出すべき徴候ある時は、助産婦は深き注意の上、に於て、左に述べ處置を施して分娩を補助すべし。

第一、尾骶或は一

足若くは兩足の陰裂間に現出せし時は、先づ産婦の薦骨部の下へ枕子を挿入して少く高くし、臥床に於ては産婦を側臥せしめて臀部を床縁に近かしむべし、頭部及胸部は適度に高くし、下肢は被布を以て被ひ助手或は他人に持しむ、此に於て助産婦は總て必用なる器具を傍に備へ、外陰部に向ひて位置を取るべし、助産婦は決して尾骶或は足部を牽引せんことを試むべからず、若し其下肢或は軀幹を牽引する時は、胎児の生命をして危険ならしむ、是れ之によりて上肢を頭の側へ伸展して、頭部の上肢と俱に止まりて、娩出困難なるが爲なり、多くの助産婦は初め下肢を牽引し、爲めに兒頭の娩出に際して甚だ困難に陥り、終に生兒をして死亡せ

第三十四圖



越えて臍帯を脱すべし。

しむること屢々之あり、注意せざるべからず。

第二、若し臍帯の緊張を發見せば、臍帯を拇指と示指との間に摘み、僅かに牽引して之を弛緩せしむべし、又臍帯若し兩下肢の間を走る時は、臍帯の背部にある方を徐々に牽引して之を弛め、胎児の一侧の下肢を屈曲して其膝を

第三、既に胎兒の臍帶まで娩出したる後は、助産婦は成るべく分娩を催進すべし、即ち産婦には努噴せしめ、助手には子宮底を摩擦せしめて反覆せる強き陣痛を起さしめ、且つ陣痛時に兩手を以て子宮底を攔み、均等に壓迫して胎兒の速に娩出すべきことを助くべし。

第四、上肢の胸部と同時に娩出し來らざる時は、胎兒の上肢を解除すべし、即ち先づ容易に下方へ牽出し得べき上肢を解除すべし、其容易に解除し得べき上肢は、多くは殆んど薦骨の方に向ひたるものなり、例之は胎兒の右側上肢薦骨の方に向ふ時は、先づ温めたる布片にて胎兒を包み、其臀部を助産婦の左手にて支持し、之を稍々上方へ舉げ、同時に助産婦の右手の四指を胎

兒の背部より肩胛を越へて右上肢の肘關節まで送り、注意して顔面及び胸前を越へて徐々に牽引し之を解除す、(第三十三圖を見よ)茲に於て助産婦は胎兒の臀部を右手に持換へて之を保持し、左手の四指を胎兒の背部より高く上膊と後頭の間を送り、次で雙手を以て胎兒の全軀を徐かに廻轉し、前方に存せし上肢を薦骨面の方へ來らしめ、更に肘關節に於て徐々に顔面及胸前を越へて牽出すること、右側上肢に於けるが如くすべし、而して此手術は甚だ困難なるものにして、此際決して強き力を用ふるこゝなかれ、若し力に任す時は、之が爲屢々胎兒の上肢折れ、或は産婦の生殖器を損傷するこゝあり、故に斯の如く困難なる時は手術を止め、産科

醫の來診を待つべし。

第五、已に兩肢を解除したる後は、軀幹を高く舉上し、成るべく速に頭部を娩出せしむべし、即ち助産婦は先づ胎兒顔面が向ひたる方にある已れの手の示指をば、胎兒の口内に挿入し、下顎の上に置いて、頤部を胸部に近接せしめ、之と同時に他手の示指及び中指を以て、胎兒の背側より項部へ肉叉狀に掛るこゝ、第三十四圖の如く、次で産婦に努嘔せしめ、或は巧みなる助手をして、産婦の腹壁上より兒頭を小骨盤内へ押壓せしめ、助産婦は注意して胎兒の顔面を會陰より挽出すべし、此法にて尙ほ兒頭全く娩出せざるも、助産婦は決して強き力を用ふべからず、是胎兒は勿論、産婦も甚だ危険な

るが故、偏に醫士の來るを待ち、其指揮に従ふべし、但し此の如き際に於ては、通常胎兒は救助すべからざるものなり。

### 數胎分娩

第三百三十八項

數胎分娩の經過

双胎は産婦八十人中、凡そ一人、三胎は三千人以上に凡そ一人あるの比例なり。

双胎、三胎等に於ける分娩の順序は、第一兒の全く娩出するまでは、多くは單胎の分娩時に於ける状態と同一なり、第一兒既に分娩せる後、子宮尙縮小せず、外診により尙は明らかに兒體の部分を知し、内診すれば通常卵膜及兒體の部分を知するを得べし、而して第二

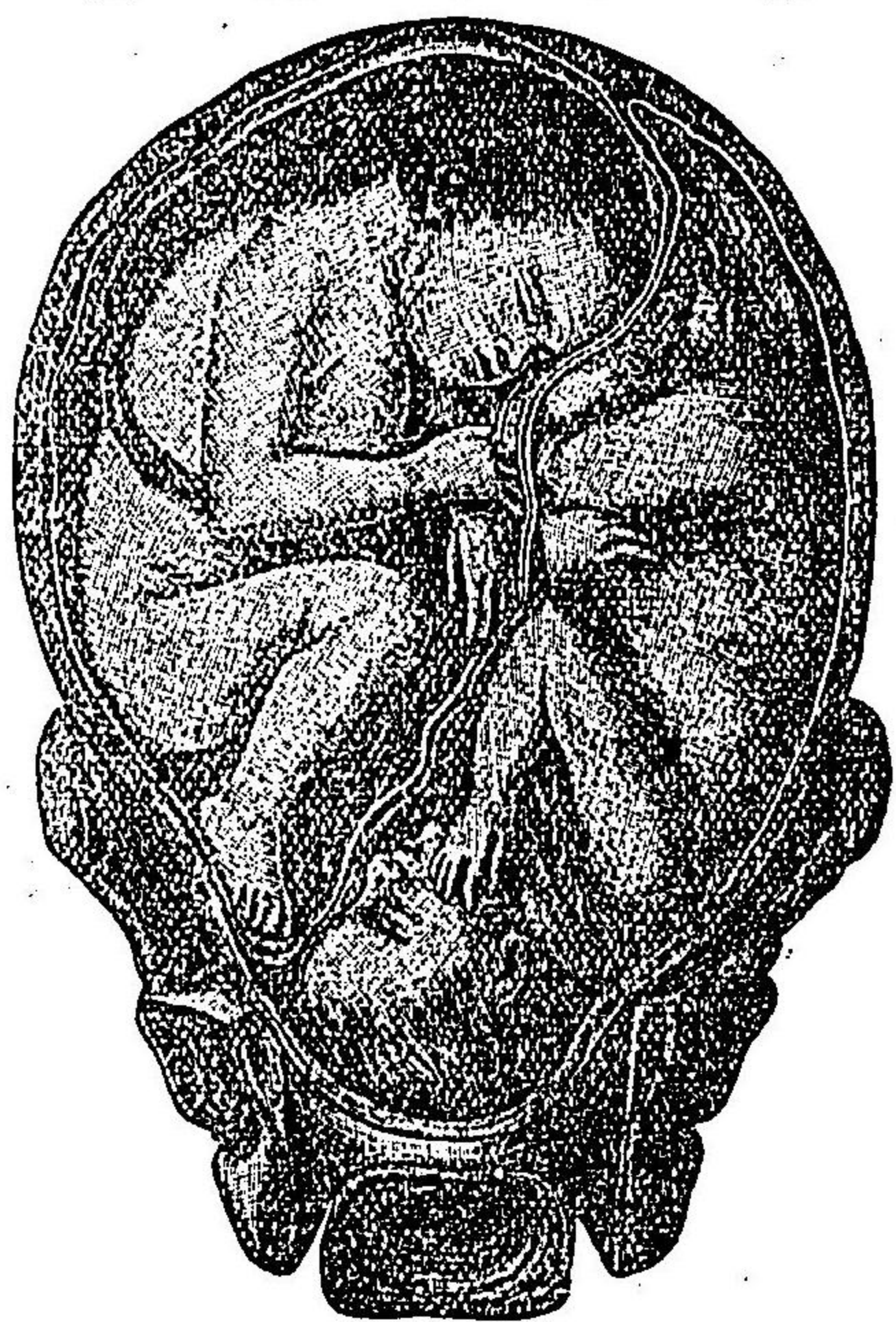
兒に於ても亦陣痛は新に發起して速かに且つ容易に第二兒を分娩す又總ての胎兒の分娩したる後一個若くは二個の胎盤を娩出すべし。精密なる外診を行ふ時は多くは分娩前或は分娩の初めに於て其數胎なるを知るを得べし之際其胎兒の位置も診定し得べきものなり。

數胎分娩に於ける助産婦の處置

婦人は通常双胎を耻づるものなるが故助産婦若し双胎と診斷せば尤も注意して懇に之を諭告すべし而して双胎分娩に於ける第一兒の臍帶結紮は必ず二ヶ所に於て充分確實に結紮すべし是れ第二兒の出血を

防ぐに必要なればなり又第一兒の分娩後通常新たに陣痛を發起して速かに第二兒を娩出するものなれば助産婦は引き續

第三十五圖



双胎

よく似たる時は後日何れの小兒先に娩出せしやを見別け難きことあれば助産婦は初め生れたる胎兒に於

て一つの目標を記憶する様注意すべし、是後日に至り財産の分配或は家督相續の時に當りて、屢々大なる關係を惹起すことあればなり。

三胎及其他の數胎の時にも以上の法を適用すべし。双胎は通常二胎兒も頭蓋位に於て分娩するものなり、然れども胎兒の骨盤端位或は横位にて分娩すること、單胎に比して比較的多數なるものなり。然れば双胎妊娠に於て第二兒が頭蓋位にて娩出するや否は、豫じめ殆んど知ることは不能はず、故に助産婦は双胎分娩に於ては豫め分娩の初期より産科醫に托すべし、決して第一兒の娩出後に至り初めて産科醫を招く等のことあるべからず。

第五章

分娩時に於ける胎兒生存の

徴候

第四百十項

胎兒生存の徴候

分娩時に於て胎兒の生存は、次の件々によりて徴知すべし。

- 一、胎兒の心音或は臍帶雜音を明に聴取するとき。
  - 二、助産婦の觸診によりて、胎兒の運動を觸れたるとき。
  - 三、分娩に時間を費し、或は陣痛の強き際に於て、産瘤の漸々増大する時。
  - 四、下垂せる臍帶に搏動を觸るゝ時。
- 分娩後の徴候

第四百四十一項

分娩後の徴候、及初妊婦、經妊婦の區別

分娩後二三日を経たる産褥婦の徴候は次の如し、即ち乳房腫張して内に乳汁を含み、腹壁弛緩して間々皺襞を現はし、腹壁の表面に褐色或は赤色の線條を現はせり、子宮は腹壁上より觸るれば、耻骨上に於て硬き球状物として明かに觸知し、陰唇は弛緩して凋み、且つ屢々損傷して其部腫脹し、陰裂の十分閉ぢざるこゝあり、陰唇繫帯及び會陰は展び、或は裂け、膣口及膣腔は弛緩して廣濶となり、膣壁平滑にして時ごしては損傷し、子宮口は尙ほ開きて翻轉し、其縁に破裂痕を存し、子宮膣部は柔軟弛緩す、其外尤も肝要なる徴候は悪露の排泄之

なり。

分娩後日を経るに従ひ、其婦人の嘗て分娩せしとありしや否や、又如何程以前に分娩せしや否やを辨知するは甚だ困難となるに至るべし、而して其後日に至るまで遺残する所の徴候は、子宮口の裂痕と膣口の裂痕之なり、然れども此徴候の消失して間々區別すること能はざるものあり。

初妊婦、即ち初回の妊娠婦人に於ては、腹壁甚しく緊張して、赤色或は青色の妊娠線を現はし、子宮壁は厚くして硬く觸知すべく、子宮外口は圓形を呈して閉鎖し、子宮外口周囲は平滑なり、膣管は狹隘にして皺襞を有し、膣の入口は狹隘なり。

經妊婦即ち嘗て分娩せし婦人再び妊娠すれば其腹  
 壁は弛緩し腹壁の妊娠線は白色にして光澤を帯び陰  
 門は哆開し陰唇繫帶は大抵欠損し或は癍痕を存す子  
 宮外口は横裂孔をなして開き口内へ指頭を深く挿入  
 し得べく又時ごしては直ちに卵膜に觸れ得ることあ  
 り其周圍には横徑或は不正の裂痕を存し乳房は弛緩  
 し乳暈は暗色を帯び乳頭突出し若し授乳せし婦人な  
 れば乳房下垂す又早く稀薄なる乳汁様液を分泌す

初生兒の徴候

第四百十二項

初生兒の徴候

分娩後未だ日を経ざる小兒は次に述ぶるが如き徴  
 候を備ふ

小兒の腹壁には尙ほ臍帶遺殘し或は臍帶脱落して  
 未だ時日を経ず其臍は傷痕の如き形を呈す直腸よ  
 りは胎糞を排泄し時ごしては軀幹に胎脂の痕跡を存  
 し或は尙ほ産瘤を存することあり



# 第四編

## 正規産褥の経過并に産褥婦及び初生児の看護法

### 第一章

#### 正規産褥の経過

##### 第四百十三項 産褥の定義

産褥とは分娩後六週の間をいふ、産婦の身體は此期に於て漸々回復して妊娠前の状態に復するなり、然れども乳房のみは變化を呈して、新に乳汁を分泌すべし。

第四百十四項 産褥生殖器の復故機能

産褥期の子宮内面殊に胎盤の剝離面は、分娩後第一日間は出血せる創面を現せども、此産褥期中に於て漸々癒ゆべし。

子宮の漸々縮小するは、子宮の收縮と其萎縮に由るものなり。

子宮の收縮は、特に分娩後第一日間に於て著しとす、其際通常疼痛を發すれども決して病にあらず、而して小兒哺乳時に於て疼痛殊に甚し、此疼痛の存する時は、子宮は硬固となりて縮小するものなり、此疼痛を後陣痛といふ。

子宮の萎縮は組織の變化を來すに由りて起るものなり、子宮は此作用によりて漸々縮小し、而して子宮の縮小は甚だ速かなるものにして、二週間の終りに至れば殆んど腹壁より之を觸知するこ能はざるを常とす、膾會陰及び腹壁等も分娩後筋肉の收縮或は萎縮を

來し爲めに漸次舊體に復すべし然れども嘗て妊娠又は分娩したる徴候は尙ほ身體に遺留するを常とす即ち經産子宮は未だ妊娠せざる子宮より約一仙迷長く其幅も廣く子宮頸は稍長く子宮唇隆起し且凹陥ありて不平なり、膣陰唇及ひ陰唇繫帶は共に弛緩し腹壁には癍痕又は皺襞を遺存すべし。

第一百四十五項

惡露、産褥汗及び乳汁の分泌

産褥中には一種特異の多量なる三種の分泌物を排泄す、即ち次の如し。

一、子宮よりの分泌物、子宮内面殊に胎盤剝離後の創面よりは一種の分泌物即ち惡露を排泄す、此惡露

は分娩後第二日より第四日に至るの間は、脱落膜の薄片を混じたる血液にして、第四日より第八日に至るの間は一種の臭氣を帶ぶる淡赤色の血漿なり、第九日以後に至れば更に變じて粘滑なる液状を分泌すべし、而して此惡露の分泌全く止めば子宮内面の創傷は全く癒たるものなり。

二、皮膚よりの分泌物 既に分娩を終るごきは全身の皮膚より濫なる汗を分泌するを常とす、殊に産褥の第一日に於て最も甚しきものなり。

三、乳房よりの分泌物 乳汁の分泌は始め少量にして、漸次其量を増し、已に第四五日に至りては其分泌著しく多量となる。

最初分泌する乳汁中には、多量の蔗糖及び鹽類を含み、初生児の胎糞を排泄せしむるに適せしむ、産褥の第四日より乳汁は益々脂肪、乾酪質及び蛋白質を増加して、漸々滋養分に富む。

第四百十六項

哺乳時期

哺乳時期は、小児の始めて齒の發生するまでにして、即ち分娩後凡そ九ヶ月なり、此時に至れば乳汁の分泌量減少して、月経は再び來る、哺乳時期の餘り長きに過るは母體に害あれば亦注意すべきことなり、而して哺乳時期中は産母は多量の食物及び飲料を欲するを常とす、是母體の組織の新陳代謝を盛にして健康ならしむるに必要なるものなり、又乳汁の分泌は、子宮、卵巢、其

他の生殖器に對して、其病を防ぐの利益あるものなり。

第一章

産褥婦の看護法

第四百十七項

産褥中看護の必要

産褥婦は他の尋常なる婦人に比すれば、甚だ速かに病に罹り易く、且病に罹れば甚だ重きものなり、故に産褥中は特に看護に注意すべし、其際特に産科醫の命令なき時は、助産婦は次の如く看護法を行ふべし。

第四百十八項

産褥時助産婦の訪問

助産婦は分娩後九日間は、毎日二回即ち朝及び夕に褥婦を訪問すべし、其後は毎日一回づゝにて宜し、而して幾日の間訪問すべきやは、褥婦の状態と其望みにより適宜に爲すべきものなり、助産婦の褥婦を訪問す

るや、屢々食膳或は飲料を進めらるゝことあり、然れども斯くては自然其家を煩すが故成るべく之を辭するを可とす、若し其食膳等に就くに際しては、飽食過飲して助産婦の品格を失ふが如きことあるべからず。

第一百四十九項

計測

産褥婦の體温及び脉搏の

助産婦産褥婦を訪問する時は、順序を逐ふて次の件々を問ひ、褥婦をして之に答へしむべし、即ち子宮及び外陰部の状況、悪露、發汗、乳汁の分泌、其外脈搏の摸樣、體温、尿通、消化器の状況等の如何之なり。  
助産婦は檢温器を以て屢々褥婦の體温を計測すべし之れ褥婦の健康を知るに最も適當なる方法なり、産

褥の初に於ては褥婦自己をして體温を計測せしめ、脈搏も亦腕關節部に於て手指を觸れて之を計測せしめ、其計測せる體温及び脈搏は一の表に認めて産褥の経過を明瞭に記載せしむべし、殊に助産婦は通常産科院に於て實行するが如く、一枚の體温表中に短かき線として記載することを熟練すべし、健康にして安靜なる褥婦の體温は攝氏三十六度五分より三十七度六分の間を昇降し、脈搏は六十至より八十至を以て常とす。  
産褥中褥婦の體温攝氏の三十八度を越えて其以上に昇り、暫時を過ぐるも尚ほ三十八度以下に降らざれば、醫士の診察を受けしむること必要なり、又體温三十九度以上に昇り、且他の諸症候即ち發熱の感、頭痛、脈搏

頻數、食機減損、口渴、腹部疼痛等を發すれば重き徵候と見做すべきものなるが故、速に醫士を招くべし。

又時として稍高き熱度、即攝氏の三十七度七分或は三十八度乃至三十八度二分に昇り、脈搏も漸次に進みて一日以上持續し、其數八十至より百、百十或は百二十至を算すること稀ならず、此の如き産褥婦は健康なるもの認めむべからず、容易に重症に陥り、危険を來すことあり、此際助産婦は直に醫士の來診を請ふべし、故に助産婦が産褥婦の脈搏竝に體温を詳かに知るは非常に必要なるもなり。

助産婦は産褥婦の病氣に罹れる時に於て、速に醫士を招けば、其速なる程産褥婦の健康に復すること

と速なるものなり。

第一百五十項

産褥中身體安靜の必要

産褥の發汗に異狀なく、亦子宮にも異狀なく経過し、且其他異常なくして健全なる婦人にて、分娩後九日間は身體を安靜に保ちて、臥褥中に平臥すべし、助産婦は産褥婦に向ひ、其必要なることを嚴重に守るべき様諭さざるべからず。若し産褥を離るゝこと早きに過ぐる時は、血液を混じたる惡露多く、且久時持續し、次で子宮弛緩症、膣及び子宮の脱垂症等を起し、遂に種々なる生殖器の病を遺すことあり、故に産褥若し強て産褥を離れんと望む時は、懇ろに其害あること、即ち後日恐るべき病を來すべきことを諭して之を止むべし。既に適

當の時日を経て産褥を離れんとするに當りては、助産婦は精密に褥婦を検査して、其生殖器の果して恢復せるや否やを確かむべし、かくして已に生殖器も完全に恢復し、且分娩後九日を過ぎて産褥を離るゝの際には、最初は只一二時間より初め漸々時間を増して終に全く臥褥を離るゝに至るべし、又假令子宮の全く恢復するとも、日を経ざるの際には、尙ほ屢々子宮下垂症を來し易きが故、成るべく身體を安靜に保護し、運動の度に過ぎざる様注意すべし、殊に重き物品を提げ、或は之を荷ひ、階段を昇降し、強く俯み、重き抽出を開閉し、或は大便秘の排泄時に強く努噴する等の如きことは、共に腹壓を増加し、内臓を骨盤内に壓迫するものなるが故、甚だ宜

しからざることなり。  
 後陣痛時に當り、若し劇しく疼痛を發することあらば、子宮を摩擦して其内に溜れる血液の凝塊を排出し、而して温暖となせる毛布を下腹に貼て、一杯の温かき茶又は薄き加密列浸を數回與ふべし、又た時として胎兒の娩出後引續き直ちに後産全く娩出し、其後凡そ一時間子宮の甚だしく收縮することあり、然る時は或は劇しき疼痛を發するものなり、(第百二十四項を見よ) 第百五十一項 産褥中精神安靜の必要 産褥中精神安靜の必要 産褥中身體安靜の必要なること同じく、精神を安穩に保つは亦甚だ必要にして、殊に劇しき精神の感動、假令ば恐怖、憤怒、憂慮等は、僅に數日にして生命をも危険な

らしむるここあるが故に、産褥室は總て靜かなる所を  
撰み、褥婦の意に適ひたる一人の看護婦を其傍に侍せ  
しめ、談話等にも決して高聲を發せしむべからず、又訪  
問の客あるも分娩後九日間は面會を禁ずべし、又手藝  
讀書若くは家政の指揮等は皆之を避くべし、此の如く  
看護すれば、褥婦は爽快にして且つ安眠し、善良なる經  
過を取るべきこと疑ひなし。

第二百五十二項 臥床の交換

産褥室の温度は常に平等にして、始終列氏の拾五六  
度を保たしめ、産褥床は直接に風に觸れざる場所に設  
くべし、交換すべき衣服は新に調製せるもの、或は洗濯  
したるものを用ゐ、豫め暖め且つ能く乾燥せしむべし。

褥婦の衣服又は臥褥の交換には大に注意すべし、故に  
分娩後九日間は助産婦自ら之を交換し、其交換は成る  
べく午前中に於てするを可とす、之れ午前中は通常早  
朝或は夕方に比へて産褥汗の分泌少量なるを以てな  
り、而して臥床の交換時には室内の温度を尙ほ二度ほ  
ご高くすべし、此交換時に當り若し産褥汗の分泌非常  
に多ければ、温めたる綿布を以て身體を拭ひ、暫く過ぎ  
て發汗の止むを待て後交換すべし、又豫め二個の産褥  
床を列て準備し置き、而して是まで用ひし臥床より他  
の豫め温め置きたる新床へ移すは最も適當なるもの  
とす、若し別に二個の褥床を設くる能はざる場合には、  
臥床を改むるの間、適宜の假床を造りて之を温め、褥婦

を此處に置くべし、此際假に寐椅子(ゾツプアー)を用ゆるも可なり、凡て此等の必要は分娩後八九日間の内なり、起立して歩行するが如き等のことなき様注意すべし、褥婦は分娩後九日間は決して臥床を離るべからず、殊に虚弱なる婦人に於ては二三週間褥中にあるを可とす、總て褥婦の看護は上記せる如く順序其法に適ひ、其處置は尤も親切ならざるべからず、然れども殊更に羽藩團等を以て適度に温め、之と共に汗の分泌を増せば、爲めに汗疹、頭痛、不眠、不快の感覺等を發するの害あれば、亦注意すべきことなり、又褥婦は分娩後二週を経、て初めて室外に出るを得べし、門外へ出るは温暖の時

候、雖も三週の後、若し時候の不順なる際なれば五六週の後、にあらざれば出づべからず。

第五百十三項 産褥婦の清潔法

助産婦は産褥中褥婦の清潔法に注意すべし、即ち襦衣は分娩後第二日より成るべく、毎日清潔にして能く乾燥せるものと交換すべし、又褥婦の外陰部は分娩後九日間は、毎日少くも二回づつ、煮沸を経たる水にて洗滌し、且陰部の腫脹、損傷、潰瘍等の有無を検すべし、其他陰部を清潔にし、悪露の悪臭を去る爲には、三布仙即三十倍石炭酸水を微温となし、之を軟なる綿布、或は脱脂綿に浸して拭ふべし、然る後消毒せる綿布、或は脱脂綿を以て陰部を被ひ、已に一回使用して不潔となりたる



綿は必ず焼き捨つべし、又陰部を洗滌したる毎に必ず  
臀下の敷布をも交換すべし、但し洗滌に際しては決して  
海綿を用ふべからず、之れ已に一回使用したる海綿  
は再び全く清潔になし難くして、屢々傳染毒を傳ふる  
ことあるが故なり、若し産褥婦の陰唇腫脹したる時には、  
醫士を招きて其處置を請ふべし。

助産婦は産所に用ひし敷布、或は産褥婦の陰部に貼し  
たる布片等の如きものを洗濯するは嚴重に之を禁ず、  
之れ屢々傳染毒を傳ふるの恐あるが故なり。

第一百五十四項

産褥婦の衣服は清爽且温暖なるものを撰ぶべし、衣  
服の重きに過ぎて身體の自由を欠くが如きものは宜

しからず、其他乳房及び腹部は殊に温保するを要す。

第一百五十五項

換

産褥室は亦産室(第一百四項を見よ)と同じく、相當の  
廣さを有し、室内の大氣は常に交換して清潔ならしむ  
べし、室内に他人の同居して睡眠若くは業務を執るが  
如きことあるべからず、室内は適度に明るし、窓戸は始  
終閉鎖すれば、大氣の交換を妨ぐるものなり、又室内は  
濕氣を避くるが爲め、濕りたる衣服を室内に掛け、烟草  
其他の烟りを室内に止め、様注意し、殊に不快の臭氣  
を發する便器等は用後直ちに他へ移すべし、之が故に  
晴天の日なれば、毎日數回窓戸を開き、少時間開放して

室内の大気を交換すべし、然れども此際戶外より入り来る風の直接に褥婦に當らぬ様注意すべし、若し時候不順なれば先づ隣室を開放して其室内の大気を交換し置き、次で其室を閉ぢたる後、隣室と産褥室との間を開きて大気を交換すべし、又薫香を焼き、香水を撒くが如きは、唯悪臭を消すのみにして、大気を清潔ならしむるの作用なきものさす、又室内の掃除には濕りたる布片を用ひて拭ひ取り、塵埃の飛散せぬ様防ぐを可さす。

第一百五十六項

意

産褥中には食物及び飲料にも亦注意するを要す、不適當の食物を與へ或は過食せしむる時は極めて害あり。

り、分娩後三日間は牛乳肉羹汁、肉等を與ふべし、又弱き食鹽及び砂糖は最初より用ゆるも害なし、其他朝夕茶に牛乳を混じて與へ、或は煮沸せる牛乳に小麦麵麩或はビスケットを混じて與へ、第四日目に大便を排泄せしめし後は褥婦に強き榮養物を與ふべし、即ち晝飯には弱き肉羹汁に穀粉、肉及び小麦粉、麵類、西貢米、鶏卵等を加へて與ふべし、分娩後第七日の終りよりは、初めて通常の肉類、野菜等を與ふべし、雖ども尙ほ初めの内は鳩雌鶏、精良なる牛肉、魚肉、野菜にては百合、馬鈴薯、扁豆、豌豆、燕菜、蘿蔔の種類等を與へ、消化悪しく風氣を醸し易きものは成るべく食せざる様注意し、漸々常食に移すべし、第三週の後には健全なる褥婦は全く常食に

復するを得べし。

第一百五十七項

産褥中に於ける飲料の注意

飲料は分娩後一週間は煮沸せる牛乳、煮沸せる微温の水、晝飯には薄き茶、咖啡或は之に牛乳を和したるものを與ふべし、但し濃厚にして沸騰せる茶、強き咖啡、葡萄酒、其他の酒類、ビール等は與ふべからず、第二週よりは弱き温暖なる「ビール」を用ゆるを得べし。

第一百五十八項

産褥中大小便排泄の注意

大便は分娩後第四日より毎日一回づつ、通利あるを良とす、若し通利なき時は褥婦を仰臥せしめ、イルリガールを用ひて微温の石鹼溶液を以て灌腸すべし、此

の如くして尙ほ通利なき時は石鹼溶液中に一食匙の食塩を加へて灌腸すべし、是にても未だ通利を得ざる時は其處置を醫士に依頼すべし、助産婦の下劑を用ふるは固く禁せざるべからず、之れ濫りに之を用ふる時は劇しき痲痛を來し、強き下痢を來し、又は屢々下腹の炎症を誘發することあるを以てなり。

尿の排泄にも亦注意するを要す、若し尿閉する時は屢々危険を來すことあり、分娩後は三時間毎に挿込便器を以て排尿を試ましむれば自然に排泄するを得べし、分娩後二十四時間を經るも尙ほ尿を排泄せざる時は、温暖なる手拭を以て膀胱部を菴法し、尙尿の排泄せざる時は、助産婦は朝夕「カテーテル」を以て之を排泄せ

しむべし、其法先づ褥婦の臀部の下に枕子を置き、股を開かじめ、陰唇を擴げ、糞たる微温水を以て外陰部を洗滌し、豫かじめ煮沸して無菌性となし、且つ無菌性の布片に包める「カテーテル」を挿入すべし、若し「カテーテル」の挿入甚だ困難なる時は醫士に依頼すべし、又尿閉を發せし際尿利を好くすべき飲料を與ふれば、尿の分泌を盛にして尿は益々膀胱内へ蓄積すべきが故、之を與ふるは甚だ宜しからず、而して「カテーテル」の使用後は毎回必ず二十倍の石炭酸水にて煮沸して乾燥せる後、清潔なる布片に包みて保存すべし。

(補) 完全なる「カテーテル」消毒器  
從來助産婦の「カテーテル」を使用するに當り、其消毒法

の不完全なるが爲めに、膀胱加答爾等の障害を起すこと屢々なりき、然るに茲にデシアストレット氏は完全なる消毒器を發明せり、氏は男性「カテーテル」消毒器の用に供したりと雖も、亦女性の者にも應用すべく、殊に若し女性「カテーテル」に適當すべき様構造し、之を用ゆるに至れば、之等諸多の危険を免かるゝに至るべく、特に該器は消毒法の簡易なるのみならず、携帯使用にも甚だ便利なるの益ありとす。

氏の「カテーテル」殺菌器は、一千八百九十六年の創意に係り、長さ四十仙迷巾及び深さ各三仙迷を有し、密閉すべき一の鐵葉製函にして、函内には鐵線より成れる螺旋を有し、使用に際しては其螺旋中に「カテーテル」を挿入して函内に置き、函内には水を盛りて密閉し、鐵葉製の二本の支架によりて適當の高さに置かれ、更に其支